

Title	気候変動問題の構成と国際共同行動の展開(2) : 気候変動レジーム・国連環境計画・欧州連合
Sub Title	International collective actions for climate change : climate regime, the UNEP and the EU (2)
Author	臼井, 陽一郎(Usui, Yoichiro)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2006
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.6 (2006. 8) ,p.129- 202
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	慶應EU研究会 論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20060815-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

気候変動問題の構成と国際共同行動の展開(2)

——気候変動レジーム・国連環境計画・欧州連合——

白 井 陽一郎

1. 問題の予備的考察
 - (1) 気候変動問題
 - (2) 国際共同行動を支える制度の多様性
 - (3) 気候変動問題の政治性
 - (4) 理論上の関心
 - (5) 章の構成
2. 国際共同行動の構図
 - (1) 国際制度の多面性
 - (2) 国連システムの構図
 - (3) 国際機構のやわらかい力
 - (4) 国際制度と規範言説
3. 気候変動問題の特徴
 - (1) 気候変動の言説
 - (2) 地球環境問題の政治性
 - (3) 気候変動問題における政治的選択（以上5号）
4. 気候変動レジーム
 - (1) 気候変動問題の認知
 - (2) 気候変動レジーム
 - (3) IPCC：政治と科学のインターフェース
5. UNEPの役割
 - (1) 期待機能
 - (2) 組織構成

- (3) 環境行動
- (4) 気候変動の問題化（以上 6 号）

6. EUの共同行動

- (1) 環境ガバナンス
- (2) 対気候変動行動の形成
- (3) 国際行動戦略

おわりに（以上 7 号）

参考文献・資料

4. 気候変動レジーム

本稿はこれまで、国際共同行動の構図を把握するため、国際制度のあり方を概観するとともに、気候変動問題の政治的特徴を検討してきた。そこで提示してきたのは、多国間レジーム、国際機構そして地域統合組織が、言説政治の場として、また戦略的に言説を展開する行動主体として、国際共同行動の構築を進めていくという構図がひとつ、そしてもうひとつが、環境規範言説の構築過程で、科学の言説と政治の言説が分かちがたく結びつき、環境規範言説のあり方を規定していくという言説政治のありようであった。こうした議論を前提に、本章からは、気候変動レジーム、UNEP、EUを取り上げ、それぞれが気候変動に対する国際共同行動をどのように構成しているのか、順に検討していく。まずは、気候変動枠組条約と京都議定書を核に構成されている気候変動レジームである。先にふれたIPCCも、このレジームの一角を占めている。以下、まずは国際環境規範の発展と気候変動問題の認知過程を整理した上で、気候変動レジームの構成を検討していこう。

(1) 気候変動問題の認知

① 国際環境規範の発展

自然環境の破壊が多国間の枠組みを要する問題として認知されはじめて、いまだ半世紀も経過していない。中でも、地球温暖化による気候変動が国際政治のアジェンダに設定されたのは、ここ20年ほどのことである。大気に限定して

例えば、欧州を中心に酸性雨を標的にした広域越境大気汚染の防止（79年LRTAP）から、オゾン層破壊物質の国際的な規制（85年ウィーン条約）を経て国際政治に浮上してきた、もっともあたらしい地球環境問題ということになる。

地球温暖化が気候変動をもたらす深刻な問題として国際社会に認知される背景として、ひとつには先行して形成されてきた国際環境規範の文脈がある。この規範の文脈は、過去三回の地球環境サミットを通じて、徐々に個々の環境言説を強く規定していくようになっていった。

まず第一回が、72年のストックホルム人間環境会議である。113ヶ国から代表が集い、主要6分野が指定され（居住環境・健康・環境と開発・自然災害・海洋と陸地の生態系）、行動計画として109の勧告が、また人類の権利と責任に関して26の原則が提示された（UN Doc. A/CONF. 48/14；Dupuy 1983/1999：1101）。国際環境法は、こうしたいわばやわらかい法（soft law）から出発していったのである（Sands 2003：36）。第二回は、92年の国連環境開発会議（UNCED）、いわゆるリオ・サミットである。気候変動枠組条約は、生物多様性条約などとともに、この会議で採択された。リオ宣言はまさに個々のMEA（国際環境協定）の憲法的地位を占めるにいたり、このサミットは国際環境法発展過程の画期的な会議であったといえよう。リオで提示された行動計画アジェンダ21は、各国の環境政策の青写真となり、またその施行状況をモニタリングする目的で、持続可能な発展のための国連委員会（UNCSD）があらたに設置された。そして第三回が、02年の世界持続可能な発展のための会議（WSSD）、いわゆるヨハネスブルグ・サミットである。リオの後、10年経過したのを受け、アジェンダ21の施行状況を確認し、今後の課題をあらためて明確にしていく会議となった。特筆すべきは、第二種連携（Type II Partnership）という類型をもうけ、政府間組織の協力関係である第一種連携（Type I Partnership）に対して、市民社会・国際機構・各国政府の間の共同プロジェクトを推奨していくという戦略である。

こうした三回の地球環境サミットに、87年のブルントラント・レポートを加える必要がある。これは83年に国連総会によって設立された環境と開発に関す

る世界委員会（WCED）の成果である。持続可能な発展の原則がここで明確に定義され、以来、国際環境法発展の中心概念となっていくた。このレポートは、国際共同行動の焦点を人口・食料安全保障・生物種および遺伝資源の喪失・エネルギー・産業・人間の居住環境にしぼるよう勧告し、以下の優先6領域を提示する（Sands 2003：49）。

- 各国政府や国際機構の活動目標に環境を統合する。
- UNEPのような環境機関の役割や能力を強化する。
- NGOや科学者組織、産業団体などと協調する国際計画を立案する。
- 開発計画の意志決定やプロジェクトの実行に、NGOや科学者組織、産業団体などを参加させ、その権利や役割を確立する。
- 各国政府に対して、国際環境法と国内環境法のギャップを埋め、環境・資源管理の紛争を回避しまた解決する手続きを強化するよう求める。
- 世界銀行やIMFその他の国際金融機関を通じた資金援助を促進する。

Sandsは、「ブルントラント・レポートはわれわれが世界にまなざしを向ける方法を変えるシグナルとなった」と評価する（*Ibid.*, 48-9）。

気候変動問題が国際社会共通の関心として認知され、気候変動レジームが形成されていった背景には、国連システムによるこうした70年代以降の着実な国際環境規範の発展があった。しかし、環境関連の国際条約は、すでに700にも上る（UNEP 2004b：13）。気候変動問題が重要な環境問題として取り扱われるには、気候変動の科学研究に特別な地位を付与する政治の側の選択が必要であった。

② 気候変動国際研究の展開

気候変動問題が国際アジェンダとして認知されていったもうひとつの背景として、国際共同研究の展開にもふれておく必要がある。それには、Weartの研究が参考になる。少なくとも気象学者の国際共同研究は、すでに19世紀にははじまっていた（Weart 2005：International 1）。関心は日々の天候であって、総体としての気候ではなかったが、温暖化の可能性もすでに指摘されていた（*Ibid.*）。スウェーデンの科学者が、1896年に温室効果についての仮説を提示し

ている。それは、化石燃料の燃焼による大気中CO₂濃度の増大が、全球平均気温を上昇させるという、現在基本となっている認識である。しかし思弁的で説得力をもたなかったという (*Ibid.*, Introduction 2)。また1930年代にはアマチュア科学者G.S. Callendarが温室効果の発生を指摘しているが、2、3世紀先に予測された温暖化は、むしろ望ましいと受け取られていた (*Ibid.*)。

19世紀後半には、気象学者たちがIMO（国際気象機構）を設立している。科学者間で国際組織を設立する動きは、20世紀に拡大していった。1919年にはIUGG（地球物理学者国際同盟）が設立され、気象学、海洋学、火山学などの国際研究が展開しはじめる。以来、同様の国際科学研究集団が叢生し、ICSU（国際科学者同盟）が傘団体としてそれらを包摂してゆく。また1932-33年には、IUGGとIMOが協力して、International Polar Yearと呼ばれる共同観測を国際的に展開していった (Weart International 2)。他方、47年には世界気象条約 (World Meteorological Convention) が締結され、気象観測で国際協力を進める体制が整えられる。そして51年に各国の気象予報部局を連携させる目的でWMO（世界気象機構）が設立され、国連専門機関として活動を展開していった (*Ibid.*, International 3)。

ただし、20世紀中葉まで、気候は地域的に限定された現象として研究されていた。また地域ごとの気候の変化は、緯度に依存する日照量や山脈の地形および海流などに規定されると考えられていた。こうした研究目的の一つには、植民地経営があった。白人植民者の健康が問題だったのである (*Ibid.*, International 2)。

気候変動の本格的な国際共同研究は、50年代に展開しはじめる。冷戦を背景とした軍事的関心から、気候研究に政府資金が回されていったという事情があった (*Ibid.*, Introduction 2)。米ソは地球物理学データに潜在的な軍事価値を見出していったのである。57-8年の国際地球物理学年 (IGY) を契機に、米ソ双方とも資金供給を強化したが、この資金が大気中CO₂濃度増大の確認に寄与していった (*Ibid.*, International 3)。また同時に、南極大陸やグリーンランドの氷床掘削がはじまり、人工衛星による大気・海洋の大規模な観測も可能になって

いった（*Ibid.*, International 4-5）。

60年代にはいると、まず上述のWMOがWorld Weather Watchを立ち上げ、気象予報データの国際的な共通化を進めていった。これが、地球温暖化発見の基礎になる（*Ibid.*, International 5）。ICSUはWMOのプロジェクトに協力し、GARP（Global Atmospheric Research Program）を立ち上げたが、そのチェアを68-71年までつとめたのが、やがて気候変動研究をリードしていくことになるスウェーデン人Bert Bolinであった（*Ibid.*, International 5）。GARPの目的は、国際研究プロジェクトを調整し、地球規模でデータを収集することにおかれた。これには、地球物理学が包摂するさまざまな分野で共通言語を見出すという、学際研究固有の困難な課題が付随していた（*Ibid.*, International 6）。ただし気象予報が主たる目的であり、CO₂増大を視野に入れた気候研究は、副次的な地位しか与えられていなかった（*Ibid.*）。

60年代にはまた、大気循環のコンピュータ・モデルも登場した。次世紀に2、3℃の平均気温上昇を予測していたが、いぜんとして科学者間でも政策対応の必要は認められなかった（*Ibid.*, Introduction 2）。

69年に、WMOの気候学委員会が気候変化予測の作業部会を設置し、CO₂を含む大気汚染のモニタリングがはじまる（*Ibid.*, International 6）。また同じく69年に、ICSUがSCOPE（Scientific Committee on Problems of the Environment）を立ち上げる。CO₂の温室効果を問題として認知し、炭素の生物地球化学的循環を射程に入れた研究を進めていった（*Ibid.*）。これがやがて、地球規模の炭素循環に関する報告書の公表など、重要な仕事を行っていく（*Ibid.*, International 11）。

70年代に入ると、知的好奇心は不安へと変わっていった。その背景には、環境運動の盛り上がりがある。上述の72年国連人間環境会議も、この転換の契機であったといえよう。国際海洋調査船隊が編成され、衛星なども利用したデータ収集が大規模に組織化され、さまざまな警告が出されていった（*Ibid.*, Introduction 2 and 3）。74年には上述のGARPがGATE（GARP Atlantic Tropical Experiment）を実施する。20カ国が協力して、12の飛行艇と40の調査船がひと

つの衛星にサポートされ、熱帯大西洋地域の大規模な測定を行ったのである (*Ibid.*, International 7 and 8)。そしてWMOが国連総会などに気候変動の警告を発しはじめるのと平行して、GARPも研究の方向を気候変動にシフトしていった。

③ 国際会議の展開

こうした国際科学研究の展開を土台として、70年代後半以降、多くの国際会議が招集され、研究者集団もあらたに国際的に組織化され、いよいよ気候変動問題が、各国政府による国際交渉のアジェンダにすえられていった。ただし、前史がある。実はすでに71年に、ストックホルムで気候に対する人間の影響に関する専門家会議が開かれていた。SMIC (Study of Man's Impact on Climate) である (*Ibid.*, International 7)。14カ国から専門家が集い、GHGsによる地球温暖化について議論が戦わされたが、コンセンサスは得られなかった。地球の冷却化を主張する専門家さえ当時は存在していた。しかし、温暖化の影響が気候の危険な変動をもたらす可能性は指摘されていた (*Ibid.*)。このSMIC会合は、前述の72年ストックホルム国連人間環境会議の準備という意味合いもあった (*Ibid.*)。そして後にふれるように、このストックホルムから、UNEPが誕生するのである。

気候変動問題が国際社会の共有問題として確立されていく出発点となったのは、78年のウイーン会議 (International Workshop on Climate Change) であった。WMOとICSUが主催し、招待参加で特定の政策担当者と科学者にしほり、世界気候会議の開催を主唱している (*Ibid.*, International 9)。これを受けて、79年に第一回ジュネーブ世界気候会議が開催された。この会議には、50カ国を越える国々から300人以上の専門家が集い、CO₂増大が長期にわたって地球規模の気候変動をもたらす可能性が確認されている (*Ibid.*)。この会議を契機に、国連機関共同の気候対策のための枠組みとして、WMOとICSUがWCP (World Climate Programme) を立ち上げている (Skodvin 2000: 146)。また前述のGARPの一部がWCRP (World Climate Research Programme) を開始し、気象学を中心としながらも、気候変動研究を進めていった (Weart 2005:

International 12)。このWCRPは、国際的なデータ収集共同プログラムを組織し、TOGA（Tropical Ocean and Global Atmosphere Programme）や世界海流研究（World Ocean Circulation Experiment）、さらには海洋中の炭素を調べるJGOFS（Joint Global Ocean Flux Study）などを展開している（*Ibid.*, International 12）。そのほか、WMOやICSUそしてUNEPが、政府職員と非政府主体の区別をあいまいにしながら、疑似国際会合のような形で、さまざまな研究集会を開いていった（*Ibid.*, International 10）。

そうして、85年という転機を迎える。この年に、対気候変動行動につながるふたつの重要な土台が形成された。ひとつが、オゾン層保護のためのウィーン条約である。20カ国が調印したMEAであり、以後、地球環境問題に対するレジームの形成が本格化していく。またこれは、UNEPが科学研究を調整し、国際共同行動へつなげていった成功例でもある（*Ibid.*, International 13）。ただし、このウィーン条約は、科学研究が国際共同行動に具体化された最初の例ではない。他に59年の南極条約や79年の欧州広域大気汚染防止条約（LRTAP）といった先行例がある。Weartが強調するように、科学研究にとって重要なのは、条約の締結が、さらなる国際科学共同研究の組織化へ帰結することである（*Ibid.*）。この点で、ウィーン条約は、気候変動枠組条約のモデル的な事例である。またさらに加えて、枠組条約を先行させ議定書で詳細な義務を規定していくという国際立法政策のあり方という点でも、モントリオール議定書を生み出したウィーン条約は、京都議定書を生み出した気候変動枠組条約のモデルとなっていた（Barrett 2003：361）。

もうひとつの成果は、フィラハ会議の開催である。この会議では、あらたなデータを利用したスーパー・コンピュータによるモデル計測に依拠して、全球平均気温が人類史上かつてないほど上昇する可能性が指摘されている。この可能性について、出席した科学者は共通見解に達し、いっそうの研究と政策対応を要請していった（*Ibid.*, International 10；Skodvin 2000：146）。具体的には、CO₂排出量を2005年までに88年比で20%削減する必要があるとする見解となったが、それは政府への暗黙の政策勧告ともなっていた（Skodvin 2000：147）。

まさに、気候問題を国際共同行動のアジェンダに格上げする上で、重要な役割を果たした画期的な会議であったといえるだろう (*Ibid.*, 146-7)。その成果は、88年の国連総会でも参照される (A/RES/43/53, December 1988)。さらに、このフィラハ会議が契機となって、86年にはWMO、UNEP、ICSUが共同でAGGG (Advisory Group on Greenhouse Gases) を立ち上げる。これは小規模な精鋭専門家会合で、各機関がそれぞれ二人ずつ専門家を指名し、そこにもうひとり加えた7名でパネルを設定するというものである (*Ibid.*, 147)。このAGGGが、やがてIPCCに発展解消されていくのである (*Ibid.*)。また同じく86年にICSUがIGBP (International Geosphere Biosphere Programme) をスタートさせ、作業部会・委員会・パネルを大規模に組織化して、気候変動の観点から、地球の総体的な測定とモデル化に着手していった (Weart 2005: International 12)。

こうしたウィーン条約とフィラハ会議といった二つの成果が85年に見られたものの、80年代後半まではゆるぎなきコンセンサスが存在したとはいえない情勢でもあった。地球温暖化そのものを明確に否定する科学者も、まだまだ存在した (*Ibid.*, International 11)。しかし他方で、80年代は気候科学研究の革命期でもあった。コンピュータの飛躍的な能力向上と、国際科学研究の連携の広範な進展が見られたのである (*Ibid.*, International 12)。

80年代後半は、いよいよ気候変動条約の策定過程がはじまる。UNEPの貢献は、この時期から本格化する。87年のUNEP管理理事会 (GC) 決定 (UNEP Decision 14/20, June 1987) により、世界の気候変動を問題とするよう国連総会に働きかけ、88年に関連した二つの決議を生み出していった。国連決議A/RES/42/184によってUNEPの要請が承認され、同A/RES/43/53によって現在と将来世代のための地球気候保全が提言された。とくに後者は、気候が人類共通遺産の一部であると位置づけ (para. 1)、人間の活動が気候の変動をもたらす経済的社会的打撃をあたえると認識 (Preamble and para. 6)、UNEPの働きを評価するとともに (Preamble)、上述の85年フィラハ会議の声明を重視している (*Ibid.*)。

さて、UNEPの行動の詳細は第4章でふれるとして、ここでは88年のトロシ

ト会議から91年の気候変動枠組条約準備会合開催にいたる過程を概観しておきたい。

トロント会議は、大気変化の観点から世界の安全を議論する目的で開催された（名称はWorld Conference on the Changing Atmosphere: Implications for Global Securityという）。300人以上の科学専門家や国連機関、NGOが48ヶ国から集った大規模な会議となった（Skodvin 2000：147）。前述の85年フィラハ会議ではじまった研究集会から発展し、科学専門家は招待参加であったが、公式の政府代表には招待状が出されなかった（Weart 2005：International 13）。会議の成果をまとめた報告書では、人間の汚染による大気の変化が、国際社会の安全を脅かす主要な脅威になると結論づけ、首脳級レベルの関心を、とりわけGHGsに引きつけようとしていた（*Ibid.*, International 14）。また数値目標も勧告している。CO₂排出を2005年までに20%削減するという、いわゆるトロント・ターゲットである（Barrett 2003：366；UNEP 2005d：20-21）。このトロント会議は、上述のAGGGが研究を政策に具体化するための提言活動を継続する上で、重要な土台となった（Weart 2005：International 15）。

また同年、英国サッチャー首相（当時）による英国王立協会でのスピーチがあった。地球温暖化問題が主要問題のひとつと位置づけられ、気候変動研究への研究資金増額が発表された。Weartによると、「サッチャーは（気候変動問題に対して）確固とした立場をとった世界で最初の政治リーダーである」という（*Ibid.*）。

そして、後述のように、88年11月に、IPCCがUNEPとWMOによって設立されるにいたった。その後、89年2月に法と政策の専門家が集い、「大気保全」と題する声明を発表したオタワ会議が開かれ、以後、気候変動枠組条約の策定が本格化していく。91年2月に気候変動枠組条約交渉準備会合が開催されるまでを、以下時系列で確認しておきたい（UNEP 2005d；UNEP and UNFCCC 2002；Climate Change Secretariat 2002；others）。

まず89年5月に、UNEPとWMOが国連から気候条約準備の要請を受ける。9月には東京世界環境会議が開かれ、変化する大気に焦点があてられた。10月

にはノールトヴェイクで大気汚染と気候変動に関する環境閣僚会議が開催され、GHGs排出量の安定化に向けた数値目標をIPCCで検討するという合意にいった。続く12月にはUNEPがカイロ世界会議を主催し、気候変動条約の準備として、いわゆるカイロ・コンパクトを採択した。明けて90年4月になると、UNEPが第二回世界気候会議の開催を管理理事会（GC）で決定する。5月に開かれた地球温暖化と気候変動に関するケニア国際会議では、アンブレラ型の条約という方向も出され、いよいよ条約の形について駆け引きが活発化してくる。そうした流れの中で、8月にIPCCの第一次報告書が完成する。間髪入れず9月にUNEPとWMOが暫定作業部会第一回会合を開き、条約の争点を整理した上で、単一交渉過程の樹立を勧告する。続く10月に開催された第二回ジュネーブ世界気候会議にIPCC第一次報告書が提出され、国際社会の本格的な取り組みへ向けた閣僚声明が出される。そして12月に気候変動枠組条約準備交渉委員会（INC）が国連総会決議によって設立される（A/RES/45/212）。このINCでは、IPCCとの密接な連携が求められていた（Skodvin 2000：166）。こうして、明くる91年2月に、INCの初会合が開かれ、翌92年の第二回地球環境サミット（リオ・サミット）において、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が調印され、以降、この条約を母体に、気候変動レジームが成長していく。

後にふれるように、UNFCCCを土台とする気候変動レジームは、IPCCの科学研究体制を構成要素として取り込もうとしていった。たとえば93年3月には、上述の気候変動研究の世界的なリーダーBert Bolinを中心とした作業部会がUNFCCCとIPCCの共同部会として設置される。またUNFCCCの補助組織である後述のSBSTAに、IPCCが研究報告書を提出する手続きも整備され、UNFCCCとIPCCの間の対話が制度化されていった（Skodvin 2000：166）。

(2) 気候変動レジーム

① 気候変動枠組条約

気候変動枠組条約（UNFCCC）は、92年6月に採択され、94年3月に発効した。その基本目的は、GHGsの大気中濃度を2000年までに安全なレベルで安定

させることにあった。ただし、定量的指標は設定されなかった。締約国は、気候変動に影響を与えてきた先進国とそれ以外の国々に区別された。UNFCCCは、前者のいわゆる附属書Ⅰ国に対して、上記の目標を達成するためのリーダーシップとイニシアティブを求めている。またGHGs排出量やその削減のための国内措置について通知する国別報告書の提出が、全締約国に義務づけられた。

UNFCCCの意義は、先行科学研究の不確実性に留意しつつも、気候変動問題に対する共通認識を打ち立て、責任の所在を確認していることにある。前文に盛り込まれたそうした文言は、気候変動問題に対する国際共同行動の土台となる規範の言説を体現している。

まず気候問題の認識について、UNFCCCの前文⁸⁾は「地球の気候の変動およびその悪影響が人類共通の関心事」とであると確認し、「人間活動が大気中のGHGsの濃度を著しく増大させてきていること、またこの増大が自然の温室効果を増大させていること、そしてこれが地表および地球の大気を全体として追加的に温暖化せしめることとなり、自然の生態系および人類に悪影響をおよぼすおそれ」に対して、憂慮を表明している。責任の所在に関しては、共通のしかし差異ある責任の原則を定立する。前文は、「過去もまた現在も、世界全体で排出されるGHGsの大部分が先進国によるものであること、発展途上国における一人あたりの排出量はいぜんとして比較的少ないこと、ならびに世界全体の排出量に対して発展途上国の排出量が占める割合は、これらの国の社会的必要および開発上の必要に応じて増加していくこと」に留意し、「気候変動が地球的規模の性格を有することから、すべての国が、それぞれ共通に有しているが、差異のある責任、各国の能力ならびに各国の社会的また経済的状况に応じて、できるかぎり広範な協力を進めていくこと、および効果的で適切な国際的対応に参加することが必要であること」を確認する。ただし科学認識については、「気候変動の予測には、とりわけ、その時期、規模および地域ごとの特性

8) UNFCCCの条文は、外務省告示350号『気候変動に関する国際連合枠組条約』平成6年6月21日、条約6号があるが、本稿では日本語としての表現を多分に変えてある。

に関して、多くの不確実性があること」に注意を引いている。

UNFCCCは通常の枠組条約と同様に、一般的義務の設定に終始する。科学的知見の増大にともなう、規制の詳細を決定し、また改正していくという計算が織り込まれているのである。いわゆる枠組条約・議定書方式である (Brunner and Toope 1997 : 56-7 ; 村瀬2002 : 351)。つまり、基本規範の設定時に広範な参加をうながし、共通利益を構築する過程を生み出し、政治言説の収斂を促す規範文脈を漸進的に構築していくという、いわばレジーム理論の応用例であるといえるだろう (Brunner and Toope, *Ibid.*)。

② 京都議定書

UNFCCCの目的を数値目標に具体化し、その達成のための措置を規定したのが、京都議定書である⁹⁾。UNFCCCの第三回締約国会議 (いわゆる京都COP3) で97年に採択されたが (FCCC/CP/1997/7/Add.1)、批准に時間がかかり、発効したのは05年2月16日である。京都議定書の発効には、90年基準でGHGs排出シェア55%を占める55カ国の批准が必要とされていた。実際にはUNFCCCの附属書I国の批准が絶対の条件で、アメリカの批准が期待できない状況のもと、それは厳しいものであったといえる。採択されて以来、そのハードルをクリアするのに実に7年の月日が費やされたわけで、まさに難産であった。目標期間は2008年から2012年、6種のGHGsを、90年比で5.2%削減することをねらう。すでに科学知の脆弱性を指摘したところからもあきらかなように、この数値に確実な根拠はない。05年3月現在、批准国は146カ国、そのうち批准した附属書I国のCO₂排出量は、附属書I国全体の61.6%である (環境省2005 : 2)。6種類のGHGsは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄で、京都議定書附属書Aに記載された。また部門・発生源として、エネルギー (燃料の燃焼／燃料からの漏出)、産業の工程、溶剤等製品の利用、農業そして廃棄物が、

9) 条約本文は『気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書』平成17年1月20日、条約第1号、外務省告示第58号。

同じく附属書で特定されている。その上で、締約国間の情報交換・経験共有、政策・措置の比較可能性・透明性・効果改善方法の共同検討が、全締約国に義務づけられた（2条1項b）。レジームにおける相互学習効果をねらった仕組みである。さらに目標達成のための政策手段として、後述の京都メカニズムが掲げられた。これを含めた京都議定書運用ルールは、採択後の締約国会議（COP）で交渉され、01年のマラケシュ合意（FCCC/CP/2001/13/Add.1, 2 and 3）により確定し、その後、各国は批准体勢に入っていた。

GHGs排出削減の数値義務を課せられたのは、38の先進国からなる附属書Ⅰ国だけである。その他の締約国に削減数値義務はない。ここに、共通のしかし差異ある責任の原則が具体化されている。これらの国々は、附属書Bでそれぞれに特定されたGHGs排出削減義務を、2008～2012年の約束期間中に達成しなければならない（3条1項）。これが第一約束期間である。つまり、ポスト2012の約束期間と数値義務が、次の交渉課題として先送りされているのである。その本格的な交渉は、05年11月のモントリオールCOPではじめられる予定である（05年10月現在）。かりに第一約束期間末に附属書Ⅰ国が総排出枠を越えてしまった場合、後述のように第二約束期間の総排出枠が削減され、京都メカニズムの利用も制限される（CP/2001/13/Ad3：76）。このように、法による排出規制ではなく、不遵守が不利益をもたらす仕組みが模索されているのが、京都議定書の特徴である。

また2条1項aでは、とくに附属書Ⅰ国に次のような義務が与えられている。

- GHGsの吸収源・貯蔵庫の保護と強化
- 持続可能な森林経営と新規植林・再植林の推進
- 気候変動に影響を与えない持続可能な農業
- 運輸部門での措置
- 廃棄物処理における措置
- 再生可能エネルギーおよびCO₂隔離技術の促進・開発
- GHGs排出部門における市場機能の適正化および排出抑制へ向けた市場手段の採用

さらに附属書 I 国は、その他の国々に資金援助を含む温暖化防止のためのさまざまな支援を行い、京都メカニズムの一つであるクリーン開発メカニズムを通じて、途上国の持続可能な発展を促進するよう求められている。このように、京都議定書は先進38カ国からなる附属書 I 国の行動に依存した体制なのである。

中でも、アメリカ、EU、日本のCO₂排出量が群を抜いている。それは現代国際社会における覇権の象徴でさえある。そうした附属書 I 国のCO₂排出量を確認しておこう (Barrett 2003: 372)。まず、附属書 I 国全体では、EUが24%、日本が9%、旧社会主義国のいわゆる経済転換国が25%、そして京都議定書に背を向けるアメリカが36%である。これらのうち、EUの内訳を見ると、ドイツが全EU排出量の30%、イギリスが18%、イタリア13%、フランスが11%になる。また経済転換国の内訳は、ロシアが70%で群を抜き、ポーランドが12%で続く。その他の附属書 I 国の内訳を見ると、カナダが54%と最大で、アメリカ同様京都議定書の批准を拒むオーストラリアが34%を占める。こうした数字から明らかなように、G8 諸国の排出が他を圧倒しており、気候変動問題が人為起源のGHGsを原因とするとの仮説を受け入れるかぎり、気候変動問題とはG8 諸国がもたらしめている問題なのである。ただし、中国やインド、ブラジルといった新興大国の排出量は、今後も爆発的に増大してゆく。ポスト京都の第二約束期間における数値義務が、そうした新興大国をも拘束するかどうかは、気候変動レジームの実効性を左右していくだろう。

すでにふれたように、京都議定書の制度設計モデルは、87年のオゾン層破壊物質規制のためのモントリオール議定書であった。ただし、京都議定書の方がより柔軟でゆるやかな制度であるように見える。両者の異同を表3で確認しておこう。

京都議定書の最大の特徴は、附属書 I 国の数値義務達成を補助する仕組みを制度化したことにある。いわゆる京都メカニズムであり、共同実施 (JI)、クリーン開発メカニズム (CDM)、排出量取引制度 (ETS) の三種類が規定されている (それぞれ順に、京都議定書 6 条、12 条、17 条)。GHGs削減へ向けた取り組みを進めた方がそうしない場合よりも多くの利得を獲得できるようにする仕

表3 モントリオール議定書と京都議定書の比較

	モントリオール議定書	京都議定書
先進国の排出量数量制限	○	○
途上国の排出量数量制限	○	×
各国別の排出量数量制限	○	○
恒常的な排出制限	○	×：第1約束期間だけ
国際排出量取引	制限的	○
共同実施	×	○
報告書提出義務と証明義務	○	○
遵守手続	○	○：締約国会議で事後的に規定
非締約国の便益制限措置	○：貿易制限	×
発効要件	世界排出量2/3・最低11カ国	世界排出量55%・最低55カ国
対途上国支援	○	○：GEFおよびCDMを通じて

出所：Barrett（2003：361）より作成。

組みであり、広い意味で市場活用手段といえるだろう。まずその出発点として、附属書Ⅰ国の総排出枠が設定される¹⁰⁾。それは、初期割当量単位(AAU)+国内吸収量(RMU)+JIおよびCDMから得られるクレジット(ERU+CER)±ETSと計算される。ここで初期割当量単位が、基準年の90年に排出されたGHGsの量から2008～2012年の第一約束期間までに削減するよう義務づけられた分を差し引いた排出許容量である。うまい具合に第一約束期間までの数値義務を余裕をもって達成した場合、次期約束期間にその分を繰り越すことが認められる。この繰り越しをcarry-overという。また初期割当量単位の算定では、専門家チーム(ERT：Expert Review Team)による内容審査が行われる（京都議定書8条）。当然、割当量をめぐる交渉は、熾烈なものになった。のちに触れるように、EU内の割当交渉では、当初絶対に合意達成は不可能だと見られていた。なお、

10) 京都メカニズムの詳細かつわかりやすい解説として、環境省（2005）がある。公式文書はFCCC/CP/2001/13/Add.1, 2 and 3を参照。

三種の京都メカニズムを利用することは義務ではない。しかし、国内措置にプラスしてこうしたインセンティブ付与のための制度を作り上げているところに、環境ガバナンスの現代的な姿が映し出されている。EUの域内気候変動戦略では、京都メカニズムのまさにプロ・アクティブな活用が試みられようとしている。京都議定書では、初期割当量設定のためのはげしい政治交渉を前提として、市場活用手段の利用が可能になっているのである。

三種のメカニズムのうち、JIは、附属書 I 国どうしが実施するGHGsの排出削減と吸収量増大のためのプロジェクトを想定する。このプロジェクトによって達成される排出削減量と吸収増大量に応じて、ERU (Emission Reduction Unit) と呼ばれるクレジットが発行される。ただし、このERUの発行は2008年以降である。つまり、第一約束期間に入るまでは発行されない。JIの仕組みは、プロジェクトのホスト国からプロジェクト実施国へ排出枠が移転されるというもので、附属書 I 国全体の排出枠は変わらない。A国がB国の排出量を削減するような投資プロジェクトを行った場合、A国がその削減分のクレジットを獲得することになるだけで、A国とB国を合わせた総排出枠が変わってくるわけではない。またプロジェクト実施前の状態と比較して、排出量が削減されるか、吸収量が増大するようにならなければ、クレジットは発行されない。これにより、すでに行われている事業は、JIによるクレジット獲得に利用できないようにしているのである。

このようなインセンティブ制度に類似して、必ずしもプロジェクトを実施するわけではないが国家間で排出枠を融通しあう仕組みが、京都議定書に盛り込まれた。その先例は、87年のモントリオール議定書 2 条 8 項 a による、EUを対象としたものである。京都議定書の場合とは異なり、他地域には開かれなかった(村瀬2002: 628)。京都議定書では、EU以外の地域も排出権を融通しあうことが許される。しかし、今後の可能性こそ興味深いものの、現段階では地域統合組織EUだけがその利点を享受できる。EUはこの仕組みを利用して、加盟国の数値義務を域内で独自に差異化していった。つまり、EUは全体として8%削減の義務を負うが、この削減総量は、15の加盟国間であらたに配分し直

してよいわけだ。こうした一種のJIにより、負担シェア合意（the burden-sharing agreement）をもとにした後述のいわゆるEUバブルと呼ばれる加盟国間再配分が行われた。EU15ヶ国の削減数値義務は－8％であるが、EU内で差異化され、たとえばドイツが20％を越える削減義務を負うのに対して、ギリシャやポルトガルは、25％を越える排出増が許される。当然、京都議定書の交渉段階では、EUと加盟国の責任関係が域外国には曖昧にうつることや、EU加盟の一部の附属書Ⅰ国だけが大幅な排出増を許されることなど、多くの批判があった（産業構造審議会2003：22）。しかし、最終的に、EUはこの特権を勝ち取る。もちろん、後述のようにEU内でのあらたな負担シェア合意は、困難なものであった。それを成し遂げたEUには、地域統合組織としての力量を評価しなければならぬ。

CDMは、附属書Ⅰ国と非附属書Ⅰ国の間で行われるプロジェクトを想定する。附属書Ⅰ国が数値義務を達成する方途であるとともに、非附属書Ⅰ国が条約の基本目的を達成する手段でもある。端的に言って、先進国の政府・企業・団体が途上国で行うプロジェクトであり（UNEP 2003）、GHGs排出の削減量および吸収量に応じて、認証済排出削減量（CER：Certified Emission Reduction）と呼ばれるクレジットが発行される。新規植林や再植林もCDMプロジェクトとして認定され、その内容に応じて、短期期限付きクレジット（tCER）か、長期限付きクレジット（iCER）を獲得できる。附属書Ⅰ国は、政府をはじめさまざまな団体が獲得したクレジット総量分を、自国の総排出枠に加えることが許される。またJIとは異なり、京都議定書第一約束期間前のクレジット発行が認められており、CDMはいわば先行実験の形で進められる。

なお、上述のJIもこのCDMも、原子力発電所の新規建設は、クレジット発行の対象プロジェクトとして認められていない¹¹⁾。一応、京都メカニズムか

11) Decision 16/CP.7 Guidelines for the implementation of Article 6 of the Kyoto Protocol (FCCC/CP/2001/13/Add.2)およびDecision 17/CP.7 Modalities and procedures for a clean development mechanism as defined in Article 12 of the Kyoto Protocol (FCCC/CP/2001/13/Add.2)を参照。

らは原子力という選択肢が排除されている。もちろん、締約国が京都メカニズムによるプロジェクト以外で国内GHGs排出量を削減するため、その方策として原発政策を進めることは、締約国自身の決定にゆだねられる。

CDMプロジェクトは、CDM理事会の認証を受けなければならない。初の認証プロジェクトは、ホンジュラスとブラジルで行われている（UNEP 2005d: 21）。ホンジュラスでは、河川の表面流去水（A run-off-river）を利用した水力発電プラントが建設され、獲得見込みのCERは10年間で17万8000トン（CO₂換算）になる。またブラジルでは、廃棄物埋立地から発生するメタンを除去し、電力を発生させようというプロジェクトが進められ、こちらは21年間で合計140億7200万トン（CO₂換算）のCER獲得が見込まれている。たとえばEU最大の排出国ドイツで年間10億トン（CO₂換算）強であるから、たとえ見込みとはいえ、かなり大きなプロジェクトがCDMの立ち上げ早々に試行されているわけだ。

CDMは、市場活用手段の一種として理解できる。しかし、WTO規則との潜在的な衝突も想定できる。村瀬は、途上国がCDMプロジェクトを進める場合、投資国からの特定産品に対して最恵国税率の適用を免除できるかどうか、という論点を提起している（村瀬2002：636）。WTO規則からすると、ホスト国がCDMプロジェクトに関わらない国からCDMプロジェクトに必要な同等品目を輸入する場合も、同じ関税率が求められよう。市場メカニズムを活用する京都メカニズムも実は、WTO体制との衝突を内包している。

ETSは、京都議定書附属書B国間で、排出枠の取得・移転売買を認める制度である。すでに注記したとおり、UNFCCCの附属書I国ではないが京都議定書附属書B国に指定された国が存在するので、それに該当するクロアチアやスロベニアなどは、ETSに参加可能である。この制度では、実際にはCDMの場合以上に、民間事業者が主役となる。排出枠を設定されるCO₂排出事業者だけでなく、吸収関連事業者や新エネルギー産業の事業者などが、利益得失のあらたなゲームに参加するのである。ETSは、まさに炭素ビジネスの起爆剤になるだろう。CO₂は汚染物質ではなく、商品となる。

ETSには先行例が存在する。アメリカの大気浄化法には、特定の地域・企業

に汚染権（pollution rights）を配分する仕組みがあり、また英国やデンマークも排出権取引制度を導入していた。さらに欧州のエネルギー関連企業による試行例もあった。しかし、京都議定書は世界最大規模のETSを発足させる契機となった。後にふれるように、2005年1月、EUが域内でETSをスタートさせたのである。

ETSは一見すると、究極の市場活用手段に見える。しかし、問題は初期排出枠をETS参加企業にどう配分するかである。これには、政府が既存の実績をもとに割り当てるいわゆるグラント・ファーザー方式と、政府が排出枠を競売にかけるオークション方式がある（村瀬2002：637-8；Wettestad 2005：6-7）。後者が徹底される場合、一単位あたり炭素排出許可量の価格がつり上がっていけば、排出削減計画を拡張せざるをえない事業者が増大する。それに対して前者が主となる場合、行政の支援もしくは手加減も可能となる。両方式の選択は、公権力による制御をすべて市場にゆだねるかどうかの選択である。EUでは、あらかじめETSへの参加を義務づける産業を特定した上で、ほとんどの初期排出枠をグラント・ファーザー方式により割り当て、その後、オークション方式による初期割当量および対象産業を増大させていくという方法がとられた。2003年のETS指令は、2008年までは総初期排出枠の5%を、それ以降は10%をオークション方式により割り当てると規定している（Directive 2003/87/EC）。ただし京都議定書の第一約束期間が終了する2012年以降、この指令が改正される可能性もあろう。

さて、以上のような京都メカニズムには、参加資格が必要になる。京都議定書が採択されたのち、締約国会議（COP）で交渉が重ねられ、2001年のいわゆるマラケシュ合意で、その詳細が定められた。それは、締約国向けと民間事業者向けに分けられる¹²⁾。まず、京都メカニズムを利用するには、京都議定書を批准していなければならない。UNFCCCの締約国であっても、京都議定書

12) 以下、環境省2005：56およびCP/2001/13/Ad2, pp.12-3, pp.52-3；Ad3, p.76を参照。

は批准していない国家が存在する以上、この規定がすべての出発点になる。次に、国内で排出量と吸収量を算定し、その情報を収集・公表できる体制が整えられていなければならない。とりわけ、国別登録簿を策定し、排出量と吸収量の目録を条約事務局に提出することが求められる。これらは締約国会議の補助機関である遵守委員会・執行部で監督され、そこで参加資格なしと判断された場合、参加資格の回復には、同じく遵守委員会・執行部に再申請しなければならない。条約事務局は、そうした審査結果に応じて、有参加資格国リストを公表する。なお、CDMの場合、指定国家機関（DNA: Designate National Authority）の設立が条件となって、CERの発行と取得が可能になる。民間事業者の参加資格は、国別登録簿に法人用保有口座を開くことだけである。また、たとえ自国が参加資格を認定されていなくても、JIとCDMのプロジェクトに参入することは可能である。さらに、自国が参加資格を認定される前段階で、そうしたプロジェクトの準備を進めることも認められている。

以上のような参加資格の整備は、UNFCCCと京都議定書が核となる気候変動レジームの性格を現している。このレジームは、排出削減量というシンプルな実体的義務を課す一方で、本質的には、手続設定を締約国に義務づけていく。京都メカニズムとは、レジームが提示した手続制度を国家が整え、民間事業者が主役となって動く仕組みなのである。また附属書I国が数値義務を達成できなかった場合、法的義務不履行を公式に確認して義務違反の烙印を押すことよりもむしろ、未達成国が京都議定書の定める期限（2012年）以降の第二約束期間で不利な状況に置かれる仕組作りが優先されている。いわば、正負のインセンティブにより、締約国が数値義務履行に向けて積極的に行動するよう刺激しようというのである。具体的には、第一約束期間末に総排出量が総排出枠を越えてしまった場合、その附属書I国は、京都メカニズムの利用が制限される（CP/2001/13/Ad3：76）。たとえば、三種のメカニズムによって獲得した排出許可単位、京都ユニットの移転資格が停止される。これはその国の事業者も同様である（*Ibid.*）。これにより、京都ユニットの海外移転や売却が許可されなくなるわけで、当該国やその事業者は、京都議定書が用意した利得獲得チャンス

を失うことになる。さらに、総排出枠を越えた排出量の1.3倍分が、第二約束期間の国別初期割当量から差し引かれてしまう（*Ibid.*）。こうして、手続制度の整備とインセンティブの操作によって、数値義務不遵守を回避する仕組みが整えられているのである。

③ COPプロセス

UNFCCCと京都議定書に盛り込まれた規範や措置は、締約国会議（COP）を通じて具体化されてきた。枠組条約・議定書方式の成功は、このCOPプロセスが生産的であるか否かにかかってくる。その過程では、個々の条文の具体的な解釈が確定され、締約国内の履行を確認しまた促進する制度があらたに構築される必要がある。このような過程の中でさまざまな委員会や機関が設立され、ひとつのレジームが生成していくのである。こうしたレジームを形作る委員会や機関の編成に立ち入っていくまえに、まずは気候変動レジームを発展させてきたCOPプロセスを時系列で確認しておきたい¹³⁾。

COP 1 ベルリン（95年3月28日～4月7日）では、京都議定書に帰結する誓約（mandate）が採択された。いわゆるベルリン・マンデートである。UNFCCCの義務をより適切に具体化するため、締約国がその内容を真摯に精査すること、またCOPプロセスを通じて、追加の議定書もしくは法文書を採択するため、締約国が誠実に努力することなどが、この誓約の内容である。またその具体化のための時限特別作業部会（Ad Hoc Group on the Berlin Mandate）も設立された（Skodvin 2000：149）。この会合が2000年以降の排出削減数値義務と必要な法的手段を検討し、97年のCOP 3 京都につなげていった（UNEP/UNFCCC 2002：19.2）。

COP 2 ジュネーブ（96年7月8日～19日）では、IPCCから提出された第二次報告書が承認された。京都議定書に向けた科学的基礎が、ここで確認されてい

13) 以下の時系列については、UNEP/UNFCCC 2002；地球産業文化研究所2002；日本政府代表団2003；Barrett 2003；Skodvin 2000およびGISPRI（地球産業文化研究所）のウェブサイト<<http://www.gispri.or.jp/kankyo/unfccc/copinfo.html>>を参照した。

る。また途上国の国別報告書提出期限が、97年に設定された（UNEP/UNFCCC 2002：19.2）。国別報告書の策定には、排出量や吸収量の算定を行い、そのデータを整理する官僚機構が必要になる。途上国の能力形成は、こうした面でも求められていった。

COP 3 京都（97年12月1日～11日）は、京都議定書の採択に成功する。ベルリン・マンドートの実現である。上述のように、附属書 I 国は、GHGsを2008-12年の平均で90年比5.2%削減するよう義務づけられた。またすでに概観したような京都メカニズムが設定された（*Ibid.*）。

COP 4 ブエノスアイレス（98年11月2日～13日）では、COP 6 までに京都メカニズムの施行規則および遵守手続を決定するという交渉期限が設定された（*Ibid.*）。交渉の時間についての交渉が、一応の合意を見たのである。またすでにふれたように、サイド・イベントが多数開催され、原子力発電の売り込みも活発であった。

COP 5 ボン（99年10月25日～11月5日）は、GHGs排出量を測定する基準の厳格化や、途上国の国別報告書の内容、提出・回覧方法について、交渉が進められていった（UNEP/UNFCCC 2002：19.2）。

COP 6 ハーグ（2000年11月6日～25日）では、途上国への資金援助と技術移転で交渉が進展する一方、京都メカニズムの施行規則やGHGs吸収源の特定、遵守手続について、交渉が決裂した。合意に達したのは、京都メカニズム施行のルール・ブックに盛り込まれる政治原則だけであった（UNEP/UNFCCC 2002：19.2）。会議はいったん延期され、翌年7月16日～27日のボンで再開される。この間、G.W.ブッシュ米大統領がアメリカの京都議定書からの離脱を表明する。それが2001年3月であった（Barrett 2003：371）。再開されたCOPでは、EUが吸収源に関して妥協し、日本が主張していた植林による吸収が認められる。いわば、日本に餌を提示したのである（*Ibid.*, 371-2）。

COP 7 マラケシュ（2001年10月29日～11月9日）は、ついに京都議定書運用ルールの採択に成功した。マラケシュ合意である（FCCC/CP/2001/13/Add.1, 2 and 3）。これによって、三種の京都メカニズムが施行可能になったのである。

COP 8 ニューデリー（2002年10月23日～11月1日）では、デリー閣僚宣言が採択された。そこでは、京都議定書の早期発効、マラケシュ合意の全面的実行、途上国の事情への配慮などが強調されている（地球産業文化研究所2002）。

COP 9 ミラノ（2003年12月1日～12日）では、CDMの施行や途上国の国別報告書、途上国支援に関して、細部の調整が続けられた（日本政府代表団2003）。また新規植林と再植林によるCDMの運用ルールが採択された（環境省2005：2）。

COP10ブエノスアイレス（04年12月6日～17日）では、CDMの運営に関して細部の調整が続けられた。民間企業にCDM参加のインセンティブを付与するような調整を優先するかどうか、交渉の中心になった（地球産業文化研究所2004）。

その後、ロシアの批准により京都議定書発効要件が整い、2005年2月16日、京都議定書は国際法の一角を占めるにいたった。2005年11月のCOP11モントリオールでは、いよいよ、ポスト京都の第二約束期間について、あらたな数値目標も含め、その体制に関する交渉がはじまった。

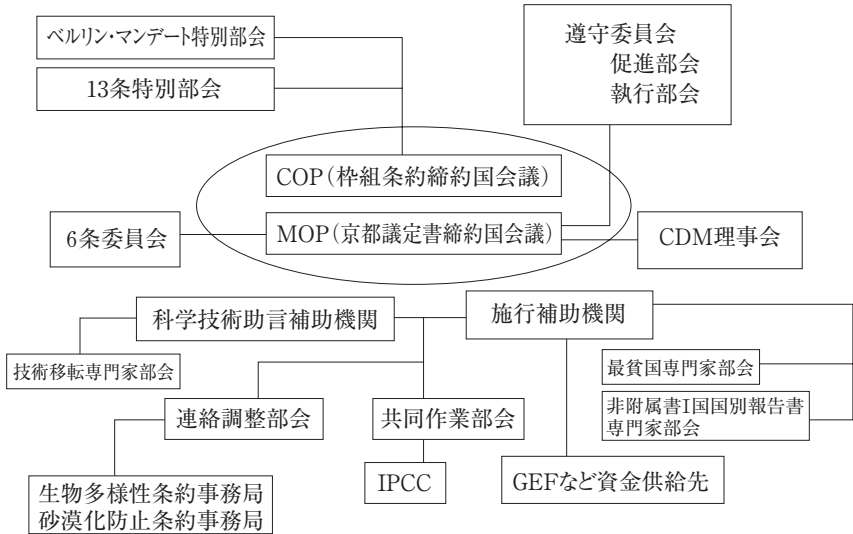
④ レジームの機関構成

こうした時系列の整理から容易に見て取れるように、COPプロセスがレジームを維持し、またたえず成長させているのである。では、気候変動レジームの場合、どのような委員会もしくは機関が編成されてきたのだろうか。以下、UNFCCCの事務局がまとめた解説書（Climate change Secretariat 2002）を参照して、気候変動レジームの機関構成を概観していく。

気候変動レジームの委員会や機関は、COP（および京都議定書締約国会議であるMOP）を中心に、UNFCCCの委員会・機関と京都議定書の委員会・機関に分けられる。その全体像を図1に示しておいた。

まず、COPおよびMOPがレジームの最高決定機関になる。MOPは京都議定書発効後はじめて存在することになったが、2005年11月のCOP11モントリオールでは同時開催された。COPの事務局はMOPのそれも兼ねる。人員は11名で、国連分類5地域から各2名、残り1名は島嶼途上国から選出される。これにCOPの議長と副議長（7名）、および後述のSBSTA（科学技術助言補助機関）とSBI（施行補助機関）の議長、そして報告書提出者（Rapporteur）が加わる。

図1 気候変動レジームの委員会・機関



資料：Climate Change Secretariat (2002) より作成。

COP議長は閣僚級で、毎年 of 輪番制になる。事務局メンバーは毎年選出されるが、二期まで再任が認められる。

COPの補助機関のひとつSBSTAは、環境親和的技術の開発・移転、国別報告書の内容やGHGsごとの排出・吸収目録を作成する。またIPCCと連携して、科学の知をCOPに供給する。もうひとつのSBIは、条約の施行全般の業務を担当するが、とくに国別報告書や排出・吸収目録を精査し、非附属書I国に対する資金援助の内容を評価し、GEF（地球環境ファシリティ）などの資金供与に関して、ガイドラインを作成する。またCOPの予算や運営にも助言を与える。両機関とも、京都メカニズムの実施や途上国の対応能力向上（capacity building）などに共同で取り組む。年二回のペースで会合を開き、うち一回はCOPと同時に終わる。過去の議長出身国は、SBSTAが、ハンガリー、マレーシア、ノルウェー、アイスランド、SBIがモーリタニア、セネガル、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチンである。端的にいうと、議長に政治力が発生

するような選出法ではない。

気候変動レジームのCOPは、他のレジームと同様に、常設機関と時限的な作業部会を使い分け、交渉を進めていく。政治的に重要度が高く、交渉の困難な案件には、時限的な作業部会が立ち上げられる。常設機関は、政治的な色彩の濃い決定の内容が公式の制度として確立された後、任務をその実行に限定する形で創設される。したがって、常設機関が政治性をおびる可能性はきわめて少ない。多国間レジームにおける言説政治の主体は、あくまでも締約国であり、またレジームに参入する他の政府間組織や越境社会団体である。

これまでにCOPは3つの時限的特別作業部会を立ち上げてきた。ひとつはベルリン・マンドート特別作業部会（AGBM：Ad hoc Group on Berlin Mandate）である。COP1で決定され、アルゼンチンの議長のもと8回の会合を重ね、COP3に成果を提出、京都議定書の採択に成功した。つぎに13条時限特別作業部会（AG13：Ad hoc Group on Article 13）がある。同じくCOP1で立ち上げられた。条約に規定された義務や措置の実行に際して生じうる諸問題の解決へ向けて、UNFCCC13条は多国間協議過程（multilateral consultative process）の樹立を定めていた。AG13にはこの過程を具体化する仕組みの提案が求められた。英国の議長のもと6回の会合を重ね、COP4に最終報告書を提出している。最後に共同作業部会（Joint Working Group）がある。SBSTA（科学技術助言補助機関）とSBI（施行補助機関）をつなぐために、COP4で立ち上げられた。京都議定書に規定された遵守手続きを具体化する案が検討され、COP6の最終会合まで、ノルウェー、サモア、マーシャル諸島と交代してきた議長のもと、議論が続けられていった。

つぎに常設機関を追っていこう。まず、リオで採択された他の国際環境条約との連絡調整部会（JLG：Joint Liaison Group）がある。UNFCCC、CBD（生物多様性条約）およびUNCCD（砂漠化防止条約）の条約事務局が協議し、情報を交換するため、2001年に設立された。共同の活動を模索し、活動の重複を避けるのが目的である。残りの常設機関は、UNFCCC機関と京都議定書機関に分けられる。なお、IPCCとGEFも、気候変動レジームを構成する機関としてと

らえられる。IPCCについては後述する。GEFは、気候変動レジームへの資金供給ルートとして重要である。

UNFCCC機関には、非附属書Ⅰ国報告書専門家協議部会（CGE：The Consultative Group of Experts on National Communications from Non-Annex I Parties）、最貧途上国専門家部会（Least developed country expert group）そして技術移転専門家部会（Expert Group on Technology Transfer）がある。CGEは非附属書Ⅰ国つまり途上国の国別報告書準備過程を調整し、策定の基本指針を検討する目的で、COP 5 が立ち上げた。国連途上国地域（アジア、アフリカ、ラテンアメリカ・カリブ）から 5 名、附属書Ⅰ国から 6 名、その他関連組織の専門家 3 名が、年 2 回の会合を開く。報告書はSBIに提出される。最貧途上国専門家部会は、最貧途上国が気候変動に適応するための行動計画の策定に助言を与える目的で、マラケシュ合意により設置された。年 2 回会合が開かれ、アフリカ、アジア、小島諸国から 9 名、附属書Ⅱ国から 3 名の12名で構成される。ただし数名はCGEと兼任する。報告書はSBIに提出される。技術移転専門家部会は、環境親和的技術の開発・移転に関して助言する目的で、これもマラケシュ合意により設置された。年 2 回の会合で、アフリカ、アジア太平洋、ラテンアメリカ・カリブから各 3 名、島嶼途上国から 1 名、附属書Ⅰ国から 7 名、その他関連国際組織から 3 名で構成され、報告書はSBSTAに提出される。UNFCCC機関は、このように基本的には気候変動レジームの中で途上国をサポートする目的をもつ。レジームを成長させるCOPプロセスで途上国が勝ち取った制度である。

京都議定書機関としては、CDM理事会（CDM executive board）、6 条監督委員会（Article 6 supervisory committee）、そして遵守委員会（Compliance Committee）がある。CDM理事会は、CDMプロジェクトの認定や投資者の認可も含めて、CDMの運営全般をつかさどる。5 つの国連地域から各 1 名、島嶼途上国から 1 名、附属書Ⅰ国と非附属書Ⅰ国からそれぞれ 2 名の計10名により構成される。メンバーはCOP 7 で選出され、01年11月11日に初会合が開かれた。京都議定書発効後は、締約国だけがメンバーを選出することになる。6

条監督委員会は、JIプロジェクトの運営方法や報告義務に関して、とくに資格を満たしていないホスト国で実施されるプロジェクトのERU認定を監督する。経済転換国から3名、それ以外の附属書I国から3名、非附属書I国から3名、島嶼途上国から1名の計10名で構成されるが、メンバーはCOP11/MOP1（2005年11月モントリオールで開催）で選出される予定である。遵守委員会は京都議定書の義務履行確保を目的とし、京都議定書発効後に活動が開始される。総会、事務局、促進部会（Facilitative Branch）、執行部会（Enforcement Branch）が設置され、年2回会合が開かれる。メンバー構成は、促進部会・執行部会の両部会とも、CDM理事会と同じ基準である。総会には両部会のメンバーが出席し、事務局も両部会の議長と副議長から構成される。目的はCOP/MOPに活動を報告し、予算や運営に関して助言することであり、COP/MOPで合意された政策ガイドラインを施行していく。以上の三機関とも、同様の運営規則が適用される。メンバーの任期は2年で、2年間の延長が可能、議長は1年ごとの交代制になる。意志決定は全会一致が原則であり、やむをえない場合に3/4以上可決の多数決がとられる。ただし遵守委員会の執行部会の場合、附属書I国と非附属書I国双方の賛成多数（double majority）が必要とされる。なお、CDM理事会と6条監督委員会のメンバーがCDMやJIのプロジェクトで金銭上の利害関係に入ることは禁じられる。このように、京都議定書機関には、いわば京都メカニズムのルールを監督し、またこのメカニズムを促進する役割が期待される。どの機関も任務は限定され、メンバーも完全な交代制であり、少なくとも制度上は、言説政治の主体としてプロ・アクティブに発言行為を進める余地はない。完全な事務請負機関であり、政治性は発生しにくい。その存在のあり方は、あくまで京都議定書に体现された規範をめぐる繰り広げられる言説政治の場（arena）である。

このような場には、締約国だけでなく、政府間組織や越境社会団体も参入してくる。まず締約国であるが、レジーム内の機関や作業部会のメンバー選出は伝統的な国連地域分類にそくして行われるものの、締約国は多くのグループをレジーム内で形成し、国益をめぐるしのぎを削ってきた。表4にそれをまと

表 4 気候変動レジーム内の国家間グループ

グループ77+中国 (Group of 77 and China)

もともと64年にUNCTADを土台に形成。気候変動問題では実際に利害一致せず、地域グループで行動。アフリカ国連地域グループ、島嶼諸国連合、最貧国グループなど。

島嶼諸国連合43カ国 (Alliance of Small Island States (AOSIS))

京都議定書交渉過程で最初に草案提出 (05年までに90年比で20%削減案)

最貧国グループ48カ国 (Least Developed Countries)

通常国連内で共同で実務。気候変動への脆弱性と適応に関して利害統一が図られてきた。

EU15カ国

地域経済統合組織として単一交渉主体の地位。加盟国別の投票は認められず。COPや関連機関では議長国が代表して発言。

アンブレラ・グループ (Umbrella Group)

非EUのゆるやかな連合。京都議定書の調印を機に形成。JUSSCANNZグループから発展。JUSSCANNZは京都議定書の交渉過程で積極的に活動した日本、アメリカ、スイス、カナダ、オーストラリア、ノルウェー、ニュージーランドの頭字語。アンブレラ・グループはこれにロシアとウクライナが加わる。

環境保全グループ (EIG: Environmental Integrity Group)

メキシコ、韓国、スイスが形成する連携。

中央グループ (CG-11: Central Group-11)

附属書 I 国の中の経済転換国が形成。

CACAMグループ

中央アジア、コーカサス諸国、アルバニア、モルドバが形成。完全な途上国でなくグループ77にも属さない国々。COPに地域ステータスを求める。

OPEC諸国

交渉過程で共同行動。

資料: Climate Change Secretariat (2002)

めておく。

気候変動レジームはまた、多くのオブザーバーを引きつける。オブザーバー資格をもつと、COPおよび上述の各種補助機関に出席可能であるが、投票権は与えられない。オブザーバー資格を獲得した組織は、大きく政府間組織と非政府組織に分けられる。前者は、主として国連システム内の国際機構とOECDやIEAといった国連システム外の機構であり、総数41に上る。オブザーバー資格をもつ国連システム内の主要な国際機構は、国連総会補助機関ではUNDP、

UNCTAD、UNEP、また国連専門機関ではGEFとWMOである。UNEPとWMOという気候変動問題を国際社会の共通アジェンダに押し上げた機構は、レジーム発足後、オブザーバーの地位にとどまっているわけだ。同じくリオで採択されたCBD（生物多様性条約）でUNEPが条約事務局をつとめているのは、大きな違いがある。ここに気候変動問題の政治性を見てとれる。

オブザーバー資格をもつ非政府組織は、環境団体、経営産業団体、地方政府組織、研究者組織、議会関係者、労働組合、宗教組織など、510の団体におよぶ。資格の獲得には、法人格を保持し、非営利団体で、気候変動関連の活動を進め、利害関係が認められる、といった認可条件が必要とされる。こうした非政府組織は、マラケシュ合意によって、CDM理事会と6条委員会へのオブザーバー参加が認められる。COPの際には、こうした非政府組織が数々のサイド・イベントを開催してきた。たとえば、COP 3では1万人以上が参加しており、その他のCOPでも少ないときで4000人は越える。またCOP 6では120のイベント、100の展示があったという。COPはいまや、一大イベントである。さらにCOPセッションの間期には、非政府組織とCOP事務局との非公式会合も設定される。こうした非政府組織が、たんにそれぞれの物的利益のロビー活動に終始せず、京都メカニズムや途上国支援のプロジェクトを世界各地で遂行し、その経験をレジーム内にフィードバックする仕組みが確立されるなら、気候変動レジームはもはや締約国内の環境ガバナンスを方向づける規範や措置の勧告にとどまらず、脱国家の環境ガバナンスを生み出す契機となってゆくだろう。しかしその判断は、さしあたって、京都第一約束期間の終了をまたねばなるまい。

こうして気候変動レジームは、COPを中核に、政府間組織と非政府組織を引きつける場（an arena）として、進化を遂げていった。気候変動問題をめぐる政治の駆け引きは、このレジームなる制度装置によって、規範をめぐる言説政治の対抗関係に変換される。そしてこの規範言説の政治対抗関係に根底で影響を与えているのが、IPCCの科学言説である。気候変動レジームは、IPCCをまさに多国間レジームゆえの柔軟さで取り込むことによって、規範政治の言説

相互作用を科学の知によって方向づけているのである。

(3) IPCC：政治と科学のインターフェース

① 政策志向の科学研究

IPCCは88年11月に設立された。温暖化による気候変動の科学研究を国際的に刺激し、研究の現状を精査し、現実的な対応戦略を提言することが、その目的である（Skodvin 2000：147）。後述のシナリオ構築を除いて、それ自体が研究を組織するというよりも、基本的には、既存の研究をレビューする場である。上述のように、SBIとSBSTAをつなぐ共同作業部会を通じて、IPCCは気候変動レジームに取り込まれていった。とくにIPCCはSBSTA事務局と定期的に協議・情報交換を行い、研究報告書も提出する。また国別排出吸収目録作成のためのタスク・フォースを設置し、目録のガイドライン¹⁴⁾を策定するとともに、土地利用・森林問題についても、最善実務（good practices）のガイドライン¹⁵⁾を提示している。このような形で、IPCCは気候変動レジームの運営に貢献し、また最新の科学的知見が恒常的に気候変動レジームに供給される仕組みが作られている。

90年の第一次評価報告書では、地球温暖化が進行しており、その原因が人間の活動にあるという二つの仮説を提示した（UNEP 2005d：20-21）。それは第二回世界気候会議に提出され（Skodvin 2000：147）、気候変動に対する国際共同行動の編成を不可避の課題として国際社会に突きつけていった。95年の第二次評価報告書では、さまざまな科学的証拠を勘案すると（the balance of evidence）、地球の気候システムに対する人間の影響は感知可能であるとして（UNEP 2005d：20-21）、一歩踏み込んで地球温暖化の人為起源性を強調していった。この第二次の報告書はCOP 2に提出され、COP 3での京都議定書採択の科学的基礎となった。そして2001年の第三次評価報告書は、人為起源の地球温暖化に

14) The IPCC 1996 Revised Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories.

15) Special Report on Land Use, Land-Use Change and Forestry, 2000.

科学的証拠があるとの判断を下し（*Ibid.*）、現在までに覇権的な科学言説の地位を確立してきた。

しかし、政策的な対応をどれほど生み出してきたかという点からすると、たとえばSkodvinは第一次評価報告書について、次のように慎重な評価を下している。

「第一次報告書採択後7年にわたって諸政府はGHGs排出削減にきわめて限定的な目標しか設定しなかった。IPCCが提示した科学知はそれゆえ、大気中のGHGs蓄積を制限する政府の行動という点から見ると、まったく限定的な政策対応しか生み出さなかった。」（Skodvin 2000：150）

しかし、

「92年のUNFCCCが示すように、人為起源の気候変動という問題は、その解決に国際的な協調行動を要する政治問題として政府に受け入れられていった」（*Ibid.*）

つまりSkodvinは、政策担当者が科学者集団に情報と助言を求め、その意見を受け入れたことはたしかなのだという。その後、第二次、第三次と続いた報告書は、Skodvinの慎重なプラス評価をさらに裏打ちしていったといえるだろう。

IPCCの研究は、その設立目的に枠づけられ、政策志向性がきわめて強い。それはIPCCのシナリオ分析にも現れている。IPCCの科学認識は、CO₂濃度が安定化する数値とその条件に関するシナリオを立て、それを分析することによって、政策対応に示唆を与えようとするのである。このシナリオ分析が、少なくとも理念的には、気候変動レジームを場とする政策立案相互学習の基礎となる。現在策定中の第四次評価報告書に期待される最新のシナリオ分析は、ポスト京都の数値義務と約束期間についての交渉を方向づけていくだろう。ここでは、第三次評価報告書によるシナリオ分析を概観し、IPCCが気候変動レジームを支える科学知を供給するに際して、いくつかの社会ビジョンを前提していることを示しておきたい。

表5 SRESシナリオ

高成長経済・世界規模で収斂 (A1)
A1FI: 化石燃料の大量消費
A1T: 非化石燃料がエネルギー源に
A1B: 両エネルギー源でバランス
高成長経済・地域的に拡散 (A2)
環境親和的・世界規模で収斂 (B1)
環境親和的・地域的に拡散 (B2)

IPCC (2005d: 144-5)

第三次評価報告書はCO₂だけを取り上げ、他のGHGsは後の研究に先送りしている。おそらく現在策定中の第四次には盛り込まれていくだろう。しかし、CO₂だけの排出量シナリオでも、経済や政治、技術や産業の発展など、自然科学的な方法ではとらえきれない総体社会の、しかも将来のあり方を想定する必要がある。シナリオを構築するには、ほとんど絶望的に複雑な事象を扱わねばならないのである。

第三次報告書では、先行して提出されていた「シナリオ特別報告書 (Special Report on Emissions Scenarios)」がベースになった。通称SRESシナリオと呼ばれるもので、その策定過程では400におよぶCO₂排出量シナリオが分析され (IPCC 2001d: 144-5)、二つの軸をもとに6つのシナリオが提示された。ひとつは世界経済の成長率や成長速度に関して高成長経済か環境親和的かであり、もうひとつは、人口・経済成長・技術進歩・エネルギー・農業土地利用といった5つの要素の動向と、それらに対する政策対応のあり方が、世界規模で収斂するかまた地域ごとに拡散するかである (*Ibid.*)。こうした二つの軸の組み合わせから4つの象限が論理的に可能であるが、IPCCはこの図式をもとに、表5にある6つのシナリオを提示する。

シナリオA1では、急速な経済成長が進み、世界人口は今世紀中葉でピークをむかえ、その後減少傾向にはいる。またあらたなより効率的な技術が急速に普及し、一人あたりGDPの地域間格差は十分に減少していく。IPCCはこのシナリオA1に、エネルギーに関して3つのケースを追加する。化石燃料が大量

に消費されるA1 FI、非化石燃料に切り替えられるA1 T、そして両者が均衡するA1 Bである。

A2 シナリオでは、地域ごとに異質性の高い世界が想定される。人々の一体感が地域に結びつけられ、人口動向や地域格差も収斂せず、経済成長も一人あたりGDPも技術発展も、地域ごとに大きな差が見られる。

B1 シナリオでは、人口動向はA1 と同様だが、経済構造はサービス・知識集約型に変化し、資源集約的な産業は縮小していく。また省エネ型のクリーン技術が導入され、経済・社会・環境の持続性へ向けた政策対応は、世界規模で同一歩調をとる。

B2 シナリオでは、経済・社会・環境の持続性に向けた政策対応が地域ごとに異なる。人口増加の速度はA2 よりゆるやかで、経済成長は高すぎず低すぎず、技術変化のペースはB1 やA1 よりも遅く、地域ごとにも多様になる。

IPCCは、以上6つのシナリオを前提に、大気中CO₂濃度を一定にするための排出削減量を90年基準で算定し、そのために必要なエネルギーや技術、政策対応を導出しようとした。CO₂濃度は、450ppm、550ppm、650ppm、750ppmの4ケースを提示している（IPCC 2001d：147）。この条件で予測モデルの作成者を世界中から募り、9のチームが選定された。日本から3チーム（東京大・京都大・東京理科大）、オランダから2チーム（CPB・RIVM）、アメリカから2チーム（ICF Corp.・PNNL）、オーストリア、ノルウェーから各1チームである（*Ibid.*, 148）。各モデルの予測を総合すると、550ppmで安定させる場合に必要な排出削減量をもっとも大きくなるのは、A2 シナリオであり、もっとも少なくてすむのはB1（*Ibid.*, 151）であった。A2 シナリオの場合、21世紀末までに90年の排出量を75%～80%削減する必要がある。それに対してB1 シナリオは、5%～40%である。A2 シナリオの場合と比べて、B1 シナリオでは9チームそれぞれの予測モデルごとに格差が目立ち、最大削減必要量の相違も大きい（*Ibid.*, 151）。問題は、京都議定書の第一約束期間後に、どれほどの削減量が必要になるかである（*Ibid.*, 152）が、そのためのより洗練されたシナリオ提示は、第四次評価報告書にゆだねられる。

モデルによる予測で想定されたエネルギー政策およびエネルギー源は、次の通りである (*Ibid.*, 157)。

- 需要削減・効率性改善
- 炭素排出量の比較的少ない化石燃料への置換
- 原子力発電への置換
- バイオマス発電への置換
- 他の再生可能エネルギーへの置換
- CO₂除去技術開発促進
- 植林推進

どのチームの提示したモデルもそろって大きな寄与度を示したのは、需要削減・効率性改善、化石燃料間の置換、再生可能エネルギーへの置換であった。それに対して原子力発電への置換やCO₂除去技術開発促進および植林推進が示す寄与度については、モデルごとに大きな違いが見られた (*Ibid.*)。

今後の課題は、CO₂以外のGHGsをシナリオ分析にどう組み込むかである (*Ibid.*, 160)。現在準備されている第四次報告書では、これが焦点の一つになる。

② 制度構成

IPCCのこうした政策志向の研究は、その独特の制度の中で遂行されてきた。いわばIPCC方式 (the IPCC method) ともいうべき研究体制である。WeartはすでにふれたBert Bolinの卓越したリーダーシップと調整能力がその構築の背景にあったという (Weart 2005: International 18)。このIPCC方式では、独立の作業部会を中心にするものの、科学の純粋な研究機関の体裁はとらない。上述の世界気候会議やフィラハ会議、またAGGGのような、純粋に科学研究を進めようとするワークショップとは異なり、明確に、政府間組織の色彩が与えられる (*Ibid.*)。科学専門家だけでなく、各国内の研究施設に強いつながりをもつ政府代表も参加する。まさに「独特な混合種 (a unique hybrid)」 (*Ibid.*, International 16) である。以下、こうした混合種のあり方を、Skodvinの卓越したIPCC研究によって概観しておきたい。

作業部会は三つ設置された。気候変動研究の現状を精査する第一部会(WG1)、

気候変動が環境と経済に与える影響を調査する第二部会（WG 2）、対応戦略を構築し、政策提言する第三部会（WG 3）である（Skodvin 2000：147）。この配置は92年に改組され、WG 2 と WG 3 が合併し、あらたなWG 3 は社会や経済への影響に関する情報の精査に焦点をあてることになった（*Ibid.*, 148）。またWG内にはタスク・フォースが設置され、主任格（lead author）が中心になってワークショップを開き、既存の研究を評価しまとめ、ピア・レビューにかけるといった基本の手続きが確立された（*Ibid.*, 157）。しかし、たとえば89年には発展途上国のための特別委員会がIPCC内に設置される（*Ibid.*, 148）。ここには、各国代表の政府間組織というIPCCの非科学研究的側面が現れている。

IPCCの政治的性質はその設置当初から明らかであったと、Skodvinは指摘する。まず、IPCCはWMOとUNEPという国連システム内の国際機構によって設立された（*Ibid.*, 152）。政府間組織というIPCCの地位は、研究論点が政治化しやすく、脆弱である（*Ibid.*, 169）。制度設計でも、政治の要素が入りやすい部分が多く残された（*Ibid.*, 152）SkodvinはIPCCを次の5つの層に分けて、政治性の高低を図式化している（表6）。

報告書は4つのカテゴリーに分けられる。関連資料（supporting material）としての寄稿論文（contribution）、WGの評価報告書（assessment reports）、WGの報告書、総会の総括報告書（synthesis report）の4つである。このうち前二者の採択に制度化された手続はない（以上は93年にIPCCによって決定）（*Ibid.*, 153）。WGの報告書はWG内で承認され総会で受理されるが、総括報告書は総会での交渉の上、採択され承認される。ただし政策担当者向けの要約（SPM）は、WG内で承認され採択される（*Ibid.*, 153）。SPMの採択に際しては、政府任命の政策担当者によって一字一句吟味される（*Ibid.*, 158）。とくにWG 3では徹底的にレビューされるという（*Ibid.*, 161）。研究者の採用はオープンであり、IPCCのチェアが各国政府やWMO、UNEP、科学者団体などに招待状を出す（*Ibid.*, 154）。しかし研究者の出身国バランスに配慮が加えられる。発足当初は先進国の研究者が圧倒的であった。やがて途上国の特別な事情に配慮し、89年に上述の途上国に関する特別委員会が設立され、途上国出身の研究者も増大

表 6 IPCCの政治性

UNFCCC：政治集団 (the climate change political community)
↑
Full Panel Plenary (総会)：政治が支配的
↑
WG Plenaries (部会ごとの全体会合)：政治と科学が均衡
↑
WG内の個別研究 (the scientific core of the WGs)：科学が支配的
↑
気候研究者集団 (the climate change scientific community)：純粋な科学

出所：Skodvin (2000：152) より作成。

していった (*Ibid.*, 155)。またIPCCの資金は、各国政府の任意拠出である (*Ibid.*, 155)。こうしてIPCCは、政治と科学の微妙な均衡を強いられながら、気候変動レジームの重要な一角を占めているのである。

5. UNEPの役割

主要先進国の政治資源に比べてどれほど脆弱な政治基盤であろうとも、UNEPが行動主体として何らかの形で参画することのない国際環境共同行動は、きわめてまれである。酸性雨、オゾン層保護そして気候変動対策といった最近数十年の国際環境行動の展開は、UNEPの役割をはずして跡づけることはできない。資金供与や科学研究の組織化、データ収集とその公表、そしてさまざまな非法的文書もしくはやわらかい法 (soft law) の発行は、国際共同行動の基礎となる規範の定立やその実行促進にとって、たしかに認識の価値ある政治効果を及ぼしてきた。UNEPが科学と規範の力によって主権国家におよぼす政治効果を不問に付しては、国際環境政治の社会科学的認識は進まないだろう。むしろ、UNEPの行動主体という側面に光をあてることによって、科学や規範が政治による枠づけ (framing) を受けることも明らかにできよう。気候変動問題は、その格好の事例になる。まずは、UNEPが設立された経緯と公式の期待

機能を確認しておこう。

（1）期待機能

① 設立の経緯

UNEPの設立は、72年のストックホルム人間環境会議（第一回地球環境サミット）で採択された人間環境宣言により要請された。それを受けた国連事務総長の勧告（UN Doc. A/8783）のもと、国連総会決議（UNGA Res. 2997）によって創設されたのである（Dupuy 1983/1999：1101）。その基本目的は、環境分野の国際協力を促進し、各国に政策を勧告し、国連システム内で環境計画を調整するための一般的な政策指針を提示することにあった（UNGA Res. 1997）。

国連システム内の位置づけは、国連総会の補助機関であった。経済社会理事会（ECOSOC）を通じて毎年国連総会に報告書を提出するよう義務づけられている。専門機関でなく国連総会補助機関として、また条約でなく決議によって創設されたという点には、注意が必要である。しかも国連システムの中では比較的小規模の機関で、期待されていたのは、国連システム内の他機関を環境行動へ向けて刺激しまた個々の動きを調整する役割であった。つまり、当初はそれ自体行動主体となるよりも、環境に焦点をあわせて国連諸機関の計画をすりあわせ発展させるための、触媒機能が期待されていたのである（Dupuy 1983/1999：1102；Birnie and Boyle 2002：53）。

② 期待機能

こうした設立の経緯もあり、国連システム内におけるUNEPの存在意義は、必ずしも確固としたものではない。持続可能な発展委員会（CSD）や地球環境ファシリティ（GEF）などと制度や任務が重複する部分もあり、それにより国連システム内の影響力も殺がれてしまう。92年のリオ・サミット（国連環境開発会議（UNCED）もしくは第二回地球環境サミット）では、国連専門機関に格上げする案も浮上したが、あらたな負担増や環境専門機関の創設がもたらす政治的な影響などを考慮した先進国が拒否、当初の地位のままその機能を強化する路線がとられた（Birnie and Boyle 2002: 53）。しかし、関連した任務をもつCSD

が、このサミットで採択されたアジェンダ21の実行を促進する目的で設立されており、一応UNEPがCSDに科学・技術・政策の広い範囲で助言する形にはなっているものの、UNEPの機能強化というよりはむしろ、その存在感を弱める結果になってしまった。さらに加えて、UNEPは紛争の特定や防止や解決 (conflict identification, prevention or resolution) には関わらないことが、国連総会でも確認されている (A/RES/53/242, para. 10)。

UNEPの発展的改組については、現在も議論がつづけられている。すでにふれたように、EUはUNEPをWTOに匹敵する専門機関に発展させようと主張しつづけてきた¹⁶⁾。発展的改組の議論にはいくつかのパターンを想定できるが、BirnieとBoyleの整理が参考になる (*Ibid.*, 54-55)。完全な国連専門機関に格上げするか、またさらに進んでWTOに匹敵する強さの機関に育てていくか、そのためにも多国間環境協定 (MEA) の事務局機能を占有し、さらにCSDやGEFとも統合していく、といった方向が考えられよう (*Ibid.*, 54)。しかしBirnieとBoyleも指摘するように、たとえMEAの事務局機能を占有しても、それによって締約国の義務履行が確保され、規制体制が強化される保証はない (*Ibid.*, 54)。また食糧農業機関 (FAO) や世界保健機構 (WHO) など、環境に密接に関連した業務を行う機関との調整が、今以上に煩雑になる可能性もある (*Ibid.*, 54)。その解決にWTOほどの強さを必要とされる紛争が多発するともかぎらず、既存の遵守手続きや第三者の加わった当事者間交渉で十分な場合も多い (*Ibid.*, 55)。さらに既存の自律的なMEA事務局で十分期待機能が果たされる場合もある (*Ibid.*)。すでに検討したUNFCCCと京都議定書は、その一例になろう。そうして、UNEP強化が業務の集権化による官僚的弊害に帰結する可能性も否定できない (*Ibid.*)。

16) たとえば the 2005 Brussels European Council Presidency Conclusions, 10255/05, CONCL2, Point 39.

UNEPの発展的改組に対する反対論として、以上の論点を上げられるだろう。各国の実際の思惑を別にしても、こうした論点をすべて環境軽視の政治レトリックとして否定することはできない。UNEPはその任務の大きさと重さにもかかわらず、後述のようないわば分権的でネットワーク指向の行動方針によって、国連補助機関としての弱さを補おうとしていった。もちろん戦略的意図というより、そうせざるをえなかったのである。またそうした戦略に加えて、UNEPは国際環境規範の発展に応じて自らの役割を絶えず吟味し、その任務を強化していった。

まずUNEPは各国の専門家を招集して、各国環境法やMEAの基本原則や戦略を策定し、とくにMEA草案作成の際には、その指針にしていた。後述のいわゆるモンテヴィデオ計画である。また87年のブルントラント・レポートは、UNEP自身が自らの行動指針として承認し、取り入れていった（A/RES/42/184, para. 3）。92年のリオ・サミットでは、上述のようにUNEPを専門機関に格上げする代わりに、行動計画アジェンダ21の中でUNEPの行動範囲を拡張する形がとられた。国際環境法を発展させ、環境影響評価を浸透させ、国際世論一般にも環境情報を提供して意識を喚起し、増大しつづけるMEA（多国間環境協定）を調節するため、個々のMEAそれぞれがもつ事務局機能を相互に調整するといった役割などである（Birnie and Boyle 2002 : 54）。MEAの効果的な施行と相互の調整は、リオ・サミット後にいっそう問題となっていた。この面でUNEPに期待されている役割は、国際環境法秩序の適切な育成であるともいえよう。97年のナイロビ宣言では、UNEP自身が自らの任務を次のように定義している。

「UNEPの役割は、世界を先導する環境保護の公的主体（environmental authority）になり、世界の環境アジェンダを設定し、国連システム内で持続可能な発展の環境面を首尾一貫して遂行し、世界の環境保護を目的とした権威ある代弁者（an authoritative advocate）として奉仕することにある。」（UNEP/GC.19/1, para. 2）

この宣言では、すでにふれた国際環境法の発展や国連システム内の環境行動の調整に加えて、4つの行動目標を上げている (*Ibid.*, para. 3)。

- 世界の環境破壊状況の分析、政策の助言、早期警戒のための情報提供
- 社会の全部門の協力を促進
- 科学者集団と政策立案者のリンケージを確立
- 政府およびその他の組織の制度構築に助言

加えて97年の国連総会では、世界環境閣僚フォーラム (Global Ministerial Forum) の創設を決定した (A/RES/53/242)。国連システム内で存在感を増し、アジェンダ設定の際の権威を強化し、地球環境保全という利益の代弁者として地位を確立していくことなどがそのねらいであった (Birnie and Boyle 2002: 54)。

UNEPは、このような形で自らの地位を固めながら、個々の役割を拡張しまた深化させていった。環境破壊の現状と環境法の施行の双方をモニタリングし、MEAだけでなく途上国の環境法整備も支援し、個別の環境保護プロジェクトを進め、環境分野で活動する市民社会団体 (CSOs: Civil Society Organisations) を国連システムと結びつける役割を果たし、科学と政治のインターフェースともなっていったのである。UNEPは、専門機関に匹敵するようなこうした任務を、専門機関としての地位をもたずに遂行していかなければならなかった。DupuyはUNEPが「その行動戦略と組織構成という点で、国連の革新的な機関」であると指摘する (Dupuy 1983/1999: 1101)。後に検討するように、指針などの形をとるやわらかい法を通じてUNEPが進めていった環境規範の提示は、UNEPによる規範の言説政治戦略でもある。UNEPの革新的な行動戦略に迫るには、こうした言説政治上の戦略にも注意を向ける必要がある。それは国際政治の研究にとっても、興味深い論点になるだろう。

(2) 組織構成

① 機関

UNEPの中核的な機関は、管理理事会 (GC: the Governing Council) である。理事国の構成は、国連地域分類に即した純粋に政府間組織的な性格をもつ。ア

フリカから16カ国、アジアから13カ国、西欧から13カ国、東欧から6カ国、そしてラテン・アメリカから10カ国である（UNGA Res. 2997）。UNEPの報告書や勧告は、このGCで採択されたのち、ECOSOCを通じて、国連総会に提出される。

UNEPの事務局は、890のスタッフを擁する。国際スタッフ（international staffs）が490人、地域採用のスタッフ（locally recruited staffs）が400人である（UNEP 2004a：7）。事務局長は国連総会で選出され、中長期計画をGCに提出する（Dupuy 1983/1999：1102）。現在の事務局長は元ドイツ環境大臣のテプファーがつとめる。事務局長職は、実権をもって国連の環境行動をリードすることなどできず、むしろその言説の力で、やわらかい力を行使するにとどまる。したがって、国際世論に存在感を示せる象徴的な人物が求められているといえよう。

事務局には、副事務局長の下に部局が置かれている。管理機関局（SGB：Secretarial for Governing Bodies）、計画調整管理局（Programme Coordination and Management）、資源調達供与局（Resource Mobilization）、そして評価監督局（Evaluation and Oversight）の4部局である（UNEP 2004a：9）。管理機関局は、各国政府と連絡調整を行い、UNEPの活動を説明する（*Ibid.*）。この他に、分野ごとの業務担当部局やMEAの事務局、そして世界各地の地域オフィスがUNEPに置かれているが、UNEPの顔と声は、事務局長がスポークス・パーソンとして体现する。ただし、部局間に垂直的な指揮命令系統はない。与えられた業務を遂行するのに必要に応じて設置された部局が、まさに水平的な分業体制を構成しているのである（Dupuy 1983/1999：1102）。業務担当部局と地域オフィスをそれぞれ表7と表8に示しておく。

表7 UNEP業務担当部局

-
- 早期警戒環境評価担当部局：Division of Early Warning and Assessment (DEWA)
 - 法・政策立案担当部局：Division of Policy Development and Law (DPDL)
 - 環境政策施行担当部局：Division of Environmental Policy Implementation (DEPI)
 - 環境条約担当部局：Division of Environmental Conventions (DEC)
 - 技術・産業・経済担当部局：Division of Technology, Industry and Economics (DTIE)
 - 環境情報コミュニケーション担当部局：Division of Communication and Public Information (DCPI)
 - 地球環境ファシリティ担当部局：Division of the Global Environmental Facility (GEF)
 - 地域協力担当部局：Division of Regional Cooperation (DRC)
-

資料：UNEP (2004a: 8)

表8 UNEP地域オフィス

-
- アフリカ：Regional Office for Africa (ROA)
 - ヨーロッパ：Regional Office for Europe (ROE)
 - ラテンアメリカ・カリブ：Regional Office for Latin America and the Caribbean (ROLAC)
 - 北アメリカ：Regional Office for North America (RONA)
 - アジア・太平洋：Regional Office for Asia and the Pacific (ROAP)
 - 西アジア：Regional Office for West Asia (ROWA)
-

資料：UNEP (2004a: 8-9)

② 予算

UNEPの予算は乏しく、また各国拠出金に依存せざるをえないため不安定でもある¹⁷⁾。全予算の50%を占める環境基金 (Environment Fund) が中心になるが、2003年実績で5271万ドル (約60億円)、2002-04年の総額でも1億6000万ド

17) 以下、UNEP (2005a: 72; 2004a: 7)、Dupuy (1983/1999: 1102) およびUNEPのWebサイト<<http://www.unep.org/>>を参照した。

ル（約1800億円）にすぎない。この環境基金は各国の任意拠出金によるもので、UNEP設立の当初から国連総会決議（UNGA Res. 2997）に規定されていた。環境破壊の現状についての研究、データ収集・交換、モニタリングと評価、情報交換・公開・啓蒙、環境保護の制度構築への支援、その他管理委員会のプログラムなどに使用される。拠出国上位5カ国は、英国・米国・独・オランダ・日本で、拠出国上位20カ国に占めるEU加盟国は12カ国におよび、このEU12カ国で1億200万ドルを拠出、それは全体の64%を占める¹⁸⁾。UNEPは、財政に関するかぎり、EUなしには存立できない。

この環境基金の他に、信託基金（Trust Funds）およびその補助（Trust Fund Support）、特定割当拠出（Earmarked Contributions）、パートナーシップ合意（Partnership Agreements）、経常経費（Regular Budget）がある。信託基金は、特定の活動や計画のために各国から拠出を受けるもので、モンテリオール議定書関連のプロジェクトがもっとも多い。総額はこれも少なく、2002-3年の2年間で8070万ドル（約90億円）である。特定割当拠出は、各国政府や国連機関、NGOおよび個人のプロジェクトに充当され、2002-03年の2年間に4150万ドル（約46億円）が拠出された。パートナーシップ合意は、各国が独自に片務協定（unilateral agreements）や特定使途用寄付によって供与する資金で、多年度にわたる安定した資金供給が可能になり、定期的な政策協議も生まれる。この意味で、プロジェクトの計画ごとに時限的（ad hoc）な二者間協議を開く伝統的な方法よりも有効であると、UNEPはとらえている（UNEP：2005a：72）。またこれはとりわけ途上国向けプロジェクトに充当されるので、UNEPが先進国の途上国支援金にアクセスできることにもなる（*Ibid.*）。これまでに、ノルウェー（02-04年で1300万ドル）、アイルランド（02-04年で300万ユーロ）、オランダ（02-04年で1230万ユーロ）、ベルギー（01-03年で940万ドル）といった先例がある。最後に経常予算であるが、これは全予算の4%ほどで、国連総会から拠出される。GCと事務局の維持運営費に使われ、2003年は473万ドルであった。

18) UNEP（2005a：72）より計算。

③ 市民社会団体

UNEPは、非政府組織である市民社会団体（CSOs：Civil Society Organisations）を引きつける場ともなってきた。かつてEUの欧州委員会がそうであったように、国際機関が地位も行政資源も乏しい場合、国内で基盤をもちながら他国の団体と連合を組む越境CSOsとの提携は、各国政府に対抗する有効な手段の一つになる。

国連システムはすでに70年代から、環境分野でCSOsの取り込みをはかってきた。国際環境規範発展の端緒ともなった72年のストックホルム人間環境会議には、自然保護団体の参加も見られた¹⁹⁾。同会議による行動計画のための109の勧告のうち、勧告97は、環境保全に向けた非政府組織の活動を促進する手段の提供を国際社会に要求している。

92年のリオ・サミットでは、行動計画アジェンダ21の第28章でCSOsの参加が課題として提示され、農民団体、女性団体、科学技術者団体、児童・若年者支援団体、先住民団体、労働組合、経営・産業団体、地方自治体が、主要グループ（Major Groups）として特定された（UNEP 2004a：10）。主要グループをこのような領域の団体に特定することは、UNEPでも踏襲されている（UNEP/GCSS. VII/5）。

2002年のヨハネズブルグ・サミット（WSSD）では協力のあり方が整理され、すでにふれたように、第二種連携（Type II Partnership）という分類が定められている。ヨハネズブルグ実施計画（Johannesburg Plan of Implementation）のために、政府間の第一種連携（Type I Partnership）に対して、CSOsと政府および政府間組織の間の協力が類型化されたのである。2003年12月現在、CSD（持続可能な発展のための委員会）には246件の第二種連携プロジェクトが登録され、そのうちWSSD主要領域の水・エネルギー・保健・農業・生物多様性では、96件の活動が見られる（UNU 2003：25）。2002年には、2000以上のCSOsが

19) たとえば自然および資源保全のための国際同盟（The International Union for Conservation of Nature and Nature Resources）などである（Dupuy 1983/1999：1101）。

ECOSOCに認定されている（UNEP 2004a：12）。

さらにMEA（多国間環境協定）の量的増大につれて、CSOsが各国政府と接触・交渉・提携・対立する機会も増大してきた（UNEP 2004a：12）。とくにUNFCCC、CBD、UNCCD（砂漠化防止）といったリオ・サミットが生み出したMEAでそれが顕著である。MEAのCOP（締約国会議）では、すでにふれたようにCSOsにもオブザーバー資格が与えられ、COP総会での口頭陳述や総会への供述書の提出が認められる。UNFCCCでは1000以上のCSOsがオブザーバー資格を獲得している（UNEP 2004a：41）。

2000年5月のUNEP第一回世界環境閣僚フォーラム（GMEF）で採択されたマルメ閣僚宣言（UNEP/GCSS.VI/1/Add.1）では、市民社会の役割が次のように強調されている。

「市民社会は環境問題への取り組みで決定的に重要な役割を果たしている。CSOsの役割や能力（capabilities）そして影響力（involvement）は、近年大幅に拡充されているが、それは各国政府やUNEPおよびその他の国際機構が取り組む環境問題に、ますますそうした組織の関与を促していく必要があることを物語っている」（The Malmö Ministerial Declaration, para. 14）

「市民社会は、一般民衆の感覚（popular sentiments）や関心を表現する効果的なあたらしい方法を見出してきた。CSOsは、環境政策の目的や価値の共有を促進する強力な代理人（a powerful agent）である。CSOsが果たす重要な役割は、あらたに生じてきた環境問題に政策立案者の注意を引きつけ、一般民衆の意識を喚起し、革新的な発想や方法を展開し、環境政策の意志決定を透明で腐敗のない形で進めていくことにある。」（*Ibid.*, para. 15）

「市民社会の役割は、あらゆるレベルで強化されなければならない。それには、環境情報への自由なアクセス、環境政策決定過程への広範な参加、環境を争点とした司法へのアクセスが必要になる。各国政府は、市民社会のすべてのパートが発言できるようにし、持続可能な未来の創出へ向けてアクティブな役割を果たしていけるような条件作りを進めていかなければならない。」（*Ibid.*, para. 16）

マルメ閣僚宣言を採択した第一回GMEFと平行して、地球市民社会フォーラ

ム（GCSF）が開催された。これはいわばCSOsの世界会議であり、02年にカルタヘナで開かれたGCとGMEFで定例化され、以後、GMEFと並行して進められることになった（UNEP 2004a：20）。GCSFは二日間のイベントで、GCおよびGEMFと同一のアジェンダが設定される。100～150のCSOsが参加する大規模なもので、開催運営費はUNEPによって拠出される（*Ibid.*）。

UNEPがとくに重視するCSOsの機能は、次の5点である（UNEP 2004a：10）。

- プロジェクト支援（Service-delivery）
- 利益代表（Representation）
- 代理政策要求（Advocacy and policy inputs）
- 能力向上支援（Capacity building）
- 日常的な社会機能（Social functions）

こうした5つの機能に加えて、UNEPは非政府科学者組織との連携によって²⁰⁾、専門的知見の獲得を進めてきた（Dupuy 1983/1999：1105）。科学者集団との連携は、UNEPにとってとりわけ重要である。UNEPで新政策案が形成される場合、まず専門家・関係団体と協議した上で起案書（concept paper）が作成されるが、この段階で科学認識の妥当性や政策の有効性が確認され、知の力を確保した後に、政府間協議組織に政策案が送付される（UNEP 2004a：29）。

UNEPは、基本的には傘団体を通じてCSOsと接触し、その活動を支援し促進していく（UNEP 2004a：11）。そのための恒常的な連携に向けて、95年5月のGC決定により事務局内に調整役が置かれ、仕組み作りが進められてきた（UNEP/GC.18/4）。98年のGC規則69では、GCに環境NGOのオブザーバー出席を認め、発言や文書の提出も許可し、提出された文書は政府代表者に回覧する手続きを定めている（UNEP/GC/3/Rev.3, 4 January 1998）。99年には法・政策立案部局（DPDL）内に市民社会・NGO担当課を設置しているが（UNEP

20) たとえばCIUS/SCOPE（the Scientific Committee for the Protection of the Environment of the International Council of Scientific Unions）やICRP（the International Commission for Radiation Protection）などがある。

2004a：12）、2004年にはさらに整備が進み、主要グループ・利害関係者担当課（the Major Groups and Stakeholders Branch）が同じく法・政策立案部局内に設けられ（*Ibid.* 13）、全部局から一名が出て構成される市民社会関連部局間調整部（interdivisional Civil Society Task Group：CSTG）を指導する形がとられた（*Ibid.*, 25）。この間、2001年のGC決定によって、CSOsと連携していくための戦略について協議を進め、報告書を作成するよう、事務局長に指示が出されていた（UNEP/GC. 21/19）。UNEPの任務に関連したCSOsの活動を強化する方策を立てるのがその目的であった。

上述の2002年にカルタヘナで開かれたGCとGMEFでは、CSOsの活動向上戦略文書（Strategy Paper Enhancing Civil Society）が採択された（UNEP/GCSS.VII/5）。ここでは、連携の制度化、政策形成への参加、計画実行時の連携という三つの柱が立てられた（UNEP 2004a：13）。CSOsをGCSFに招待するにあたって、地域的なバランスをとること、またGCおよびGMEFとCSOsとの密接な協議、そして多次元多層の利害当事者（multi-stakeholder）が政策設計、施行、行動のモニタリング、成果の普及といった一連の過程に参加できるようにすることなどが確認されていた（UNEP/GCSS.VII/5, I paras. 1 and 2）。上述のように、このカルタヘナ以降、GCSFが定例化されたのである。

さらに、GC規則を見直し、CSOsの参加方法やビジネス界との連携も検討されていた（*Ibid.*, I para. 3）。上述の規則69を見直すための常任代表委員会も設置され（*Ibid.*, II）、GCやその他の機関にオブザーバー出席を認めるCSOsを特定する作業が進められた。CSOsの特定にあたっては、ECOSOC、CSD、各種MEAのCOPによって認定されたものに加えて、UNEPが独自に認定する余地も残している（*Ibid.*, II para. 1）。

発言や文書提出については、制限をかける形がとられていった。口頭の発言は、議長が依頼した場合にその特定の案件にかぎって、また各団体の活動領域に関することに限定して許可するようにし、書面による意見表明は、GCおよび他部局の設定した議題に関連したものにかぎり認め、事務局によってGCメンバーに回覧される形がとられた（II para. 2）。

(3) 環境行動

UNEPの環境行動は多岐にわたる。73年に活動を開始した後、たとえば76年バンクーバー人間居住環境会議（Human Settlements in Vancouver of 1976）や77年ナイロビ砂漠化防止会議（Desertification in Nairobi of 1977）など、環境に焦点をあてた国連特別会議をすでに早い時期から開催してきた（Dupuy 1983/1999：1103）。また伝染病ではWHOと、食糧危機ではFAOと連携し（*Ibid.*, 1103-4）、世界自然保護会議（IUCN：International Union for Conservation of Nature and Natural Resources）やWWF（World Wildlife Fund）といった環境NGOと提携していった（*Ibid.*, 1103）。そして開発計画に環境配慮を盛り込む方法や環境教育、技術支援などで、途上国向けのコンサルティングを進めている（*Ibid.*, 1104）。

こうした多岐にわたるUNEPの行動も、とりわけ、科学研究、環境保全プロジェクト、国際環境法の三点に照準が合わされている。中でも、国際環境法の形成・強化に向けたUNEPの行動には、環境規範の進化を刺激する言説戦略を見出すことができる。まずは環境モニタリングと環境保全プロジェクトの推進についてごく簡単にふれたのち、国際法人格なき国連総会補助機関がどのように環境規範の言説を操作しようとしてきたか、その一端を概観していく。

① 科学と政治のインターフェース

UNEPは、科学研究を政治アジェンダの設定から政策の立案へとつなげ、また政策上の必要から科学研究を方向づけようとしてきた。すでにふれたようなやわらかい力の戦略的利用であり、WMOと共同で行ったIPCCの設立はその最たる例であった。UNEPによる国際的な環境モニタリングへの支援は、科学と政治のインターフェースを確立する上で、目立たないながらもなくてはならない事業である。ここでは4つの事例をあげておこう。

まず、世界環境モニタリング・システム（GEMS：Global Environmental Monitoring System）への参加である（Sands 2003：84）。調査項目は、汚染、健康被害、気候変動、自然資源など網羅的である（Dupuy 1983/1999：1103）。主たる目的は、国際的なデータの収集・分析を推進し、その共有のための標準化

を進めることにある（*Ibid.*, 1103）。次に、INFOTERRAへの協力である（Sands 2003：84）。これは科学・技術に関して政策志向の情報を収集する世界大のネットワークであり、既存の各国・国際機構の施設や業務を統合する形で構築された（Dupuy 1983/1999：1103）。また国際汚染化学物質登録制度（IRPTC：the International Register of Potentially Toxic Chemicals）の構築がある（Dupuy 1983/1999：1103）。UNEPの主要な環境情報政策のひとつで、化学物質のデータ収集・分析・定期的な評価を進め、報告書を発行している。最後に、データ・ユニット（Data Unit）による環境状況の評価研究がある（Dupuy 1983/1999：1103）。自然資源や生態系、気候変動、大気汚染、オゾン層と、その射程は広大である。

UNEPはこうした科学研究の取り込みののち、その専門科学知を政策実務担当者および一般向けに加工し、環境意識の向上につなげていこうとする（UNEP 2003b）。UNEP GRID-Arendal²¹⁾は、専門科学研究と環境行動をつなぐ仕掛けの一例である。拠点はノルウェーであるが、支部がジュネーブ、オタワ、ストックホルムに置かれている。環境情報管理能力の向上や環境影響評価の支援、環境教育の促進を進め、IPCCの報告書を普及させていく活動をつづけている（*Ibid.*）。

② プロジェクト推進

UNEPによるプロジェクト指向の行動は、計画過程（programme processes）によって特徴づけられる（Dupuy 1983/1999：1102-3）。第一段階で環境状況の把握と問題の特定がなされ、第二段階で目標が設定され行動主体が選定され、政府間組織や非政府組織に計画が提示される。そして最終段階で、手段が選択され優先順位が決定され、環境基金から支出するプロジェクトが認定される。こうした計画過程と呼ばれる段取りで、UNEPは各国や他機関の既存の行動を調整し促進していくのである（*Ibid.*, 1103）。

資金を重点的に供与する領域としてUNEPがあげているのは、貧困と環境、

21) Webサイトが<www.grida.no>にある。

都市環境、衛生と環境、水資源、エネルギー、市民社会の活動、そして気候変動である (UNEP 2004a : 28-29)。とくに地域の気候変動シナリオの作成は、科学者集団に資金を供与する場合の優先的な研究課題として特定されている (*Ibid.*, 29)。また、2000年の国連ミレニアム・ゴール (the Millennium Development Goals) (A/RES/55/2) では、8つの目標のうち、UNEPとして次の二つを重点領域に指定し、優先的な資金供与対象としている (*Ibid.*, 74)。2015年までに安全な飲料水にアクセスできない人々を半分に減らすことがひとつ、もうひとつが2020年までに最低1億人のスラム生活者の生活を著しく改善するという目標である。この他のちにふれるように、UNEPは気候変動問題に関するプロジェクトを、とくにCDM (クリーン開発メカニズム) の支援に力を入れて進めている。こうした途上国を対象とした能力形成支援は、UNEPの最重要課題でもある。

③ 国際環境法の形成と強化

UNEPの条約形成戦略は、三段階方式をとる (Birnie and Boyle 2002 : 57)。第一段階が科学研究上の立場の形成、第二段階で立法戦略を立案、そして第三段階で政治支援が模索される。注目したいのは、第二段階の戦略である。UNEPはやわらかい法 (soft law) の形式で原則や指針を設定する。そこには「建設的な曖昧さ (constructive ambiguities)」が与えられ、論争的な争点は先延ばしされる (*Ibid.*)。国連総会は、こうした原則や指針を勧告として参照するよう諸国家に要請する。UNEPは、まさにやわらかい法を戦略的に利用するパイオニアであるといえるだろう (*Ibid.*, 56)。BirnieとBoyleは、やわらかい法によって提示される原則や指針の意義を、次のように評価する。

「……かたい法 (hard law) とやわらかい法の区別は、諸国家が勧告に基づいて行動するにつれて不鮮明なものになる。たえず観察が必要なのは国家実行であり、また実務の観点から (UNEPの) 指針の地位を再評価しなければならない」 (*Ibid.*, 57)

本稿の理論的関心から換言すれば、UNEPは言説政治の主体として、環境規

範の形成と浸透に向けて戦略的な行動を取ってきたのであり、やわらかい法はその格好の手段となったのである。実はUNEPには、アジェンダ21の採択まで国際環境法を発展させる任務は与えられていなかった。しかし実際には、やわらかい法を駆使する形で、設立の当初から国際環境法の発展に貢献してきたのである (Birnie and Boyle 2002 : 55)。

こうした戦略を通じて、UNEPは次の三点で国際環境法の形成と強化に貢献してきた。MEAの締結促進、途上国の国内環境立法・行政の支援 (*Ibid.*, 57)、そして原則や指針や基準の発展である (*Ibid.*, 56, 75 ; Sands 2003 : 84 ; Dupuy 1983/1999 : 1104)。Dupuyは、設立以来UNEPが国際環境法の発展や途上国の国内環境法の形成に果たしてきた役割を、国連システムにおける環境保全利益の代弁者という点から理解し、とくにリオ・サミット以来、持続可能な発展、事前予防原則、共通のしかし差異ある責任の原則を具体化しようしてきたUNEPの戦略に注意を喚起している (Dupuy : 1105-6)。またBirnieとBoyleは、法文書の数とその個々の重要性で評価するかぎり、UNEPの実績は無視しえないものであり、まさに設立以来、その触媒機能をフルに発揮してきたと評価する (Birnie and Boyle 2002 : 56)。

UNEPが初期に提示した原則や指針として、78年の行動原則がある (UNEP/GC. 6/17)。正式名称は、「二カ国以上が共有する自然資源を保全し調和的に利用するために諸国家をガイドするための環境行動原則」である²²⁾。国連総会がUNEPに要請する形で作業部会が設立され、各国共有資源の利用に適用されるべき15の原則が提示されている (Sands 2003 : 43-4)。これらは、リオ・サミットで採択された原則にきわめて類似する (*Ibid.*)。共有資源としては、国際水路、複数国家領土上大気、閉鎖水域・海岸線、移動性生物種、山岳・森林その他の特殊生態系である (*Ibid.*)。とくに共有自然資源の利用に際して国家管

22) Principles of Conduct in the Field of the Environment for the Guidance of States in the Conservation and Harmonious Utilization of Natural Resources Shared by Two or More States.

轄を越えて生じる環境破壊を避けることをうたった原則が重要である (Dupuy 1983/1999 : 1104)。その他にも、環境影響評価、情報交換・協議・通報、誠実協調、科学評価、国際機関の利用、環境責任、非差別といった指針が提示され、とくに他国で環境被害を被った個人の権利や、行政・司法手続きにアクセスする権利、そして途上国の開発の権利などが強調されていた (Sands 2003 : 43-4)。この文書は国連総会で承認され (A/RES/34/186)、UNEPの国際環境法形成戦略の基本となっていた (Dupuy : 1105)。また後述の三次にわたるモンテヴィデオ計画は、この78年環境行動原則を原型としている。なお、その他の主要なガイドラインは表9に示しておいた。

表9のガイドラインのうち、「2000年以降の環境展望」では、各国や国際機構の政策立案に際して国際協調を導くための枠組が設定された。その目的は、ブルントラント委員会の提示した主要6部門に焦点をあて、具体化することにあった (Sands 2003 : 50)。また海洋、大気圏外、生物多様性、環境安全保障という4つの目標領域が定立され (Sands 03 : 50)、条約策定目標分野として、化学、産業災害、オゾン層、生物多様性ととも、気候変動があげられている (*Ibid.*)。87年という早い段階で、UNEPはすでに対気候変動行動を条約化の対象として認識していたのである。

また上記の他に、UNEPがCSOs (市民社会団体) とりわけ環境NGOと組んで環境規範構築戦略を立てた事例もある (Sands 2003 : 47-8)。80年の世界環境保全戦略 (World Conservation Strategy) と91年の地球戦略原則 (Caring for the Earth Strategy) であり、どちらもIUCN (世界自然保護会議) とWWF (世界野生保護基金) がUNEPと共同で策定にあたった。前者は生物種保護や種の持続可能な利用および生態系アプローチを中心とし、後者は環境原則として、持続可能な発展の原則、事前予防原則、最善技術選択 (Best Available Technology)、環境責任などを勧告していった。

表9 UNEPの環境ガイドライン

79年	気象の変化に対する国家間協力のための条項と気象の変化に関する国内立法のためのガイドライン草案 (Provisions for Cooperation between States in Weather Modification with Draft Guidelines for National Legislation Concerning Weather Modification) 野生動植物の船積み輸送のためのガイドライン (Guidelines for Transport and Preparation for Shipment of Live Wild Animals and Plants) (CITES 締約国会議で採択)
80年	環境に対する産業の影響評価と産業立地の環境基準のためのガイドライン (Guidelines for Assessing Industrial Environmental Impact and Environmental Criteria for Siting of Industry)
82年	モンテヴィデオ計画 (UNEP/GC.10/21) (その後2次、3次が策定される)
84年	禁止もしくは厳しく制限された化学物質を通報するための暫定手続き (Provisional Notification Scheme for Banned and Severely Restricted Chemicals)
85年	陸地起源の汚染に対する海洋環境の保全のためのモンテリオール・ガイドライン (Montreal Guidelines for the Protection of the Marine Environment against Pollution from Land-based Sources) (UNEP GC Dec. 13/18 (II) 1985)
87年	国家管轄権の範囲内で行われる沖合採鉱および掘削に関連する環境の法的側面についての最終判断 (Conclusions on Legal Aspects Concerning the Environment related to Offshore Mining and Drilling Carried Out Within the Limits of National Jurisdiction) (ガイドラインはUNEP GC Dec. 10/14 (VI) 1982) 環境保全の観点から適切に危険廃棄物を管理するためのカイロ・ガイドライン (Cairo Guidelines and Principles for the Environmentally Sound Management of Hazardous Waste) (UNEP GC Dec. 14/30 1987) 環境影響評価の目的と諸原則 (Goals and Principles of Environmental Impact Assessment) (UNEP GC. 14/25 1987) 2000年以降の環境展望 (the Environmental Perspective to the Year 2000 and Beyond) (A/RES/42/186)
89年	国際貿易において化学物質に関する情報を交換するためのロンドン・ガイドライン (London Guidelines for the Exchange of Information on Chemicals in International Trade) (UNEP GC. 15/30 1989)
95年	陸上活動から海洋環境を保全するための地球行動計画 (Global Programme of Action for the Protection of the Marine Environment from Land-based Activities)

資料：Dupuy 1983/1999；Sands 2003；Birnie and Boyle 2002；UNEPのWebサイトなど。

表10 MEAに対するUNEPの貢献

MEAの締結に貢献	MEAに技術支援	MEAの事務局担当
ボン条約（渡り鳥保護：CMS）	気候変動枠組条約（UNFCCC）	ボン条約（渡り鳥保護：CMS）
ウィーン条約（オゾン層保護）	砂漠化防止条約（UNCCD）	バーゼル条約（有害廃棄物越境移動規制：SBC）
バーゼル条約（有害廃棄物越境移動規制：SBC）		生物多様性条約（CBD）
バーゼル議定書（損害の責任・賠償）		ワシントン（希少種貿易規制：CITES）
生物多様性条約（CBD）		ウィーン条約（オゾン層保護）
カルタヘナ議定書（生物学研究の安全性）		モントリオール議定書施行のための多国間基金（オゾン層保護）
ロッテルダム条約（有害化学物質・農薬の国際貿易における事前同意PICs：PICs）		ロッテルダム条約（有害化学物質・農薬の国際貿易における事前同意：PICs）*FAOと共同
ストックホルム条約（難分解性有機汚染物質：POPs）		ストックホルム条約（難分解性有機汚染物質：POPs）

資料：Birnie and Boyle（2002：56, 75）とUNEPのWEBサイト。

<http://www.unep.org/dpdl/Law/Programme_work/Devt_international_law/devt_meas.asp>

UNEPが国際環境法の形成と強化に貢献する場合、MEA締結の直接支援、技術支援、条約事務局の担当といった形が取られる。その事例を表10にあげておく。すでにふれたように、UNEPはUNFCCC（気候変動枠組条約）では技術支援にとどまり、条約事務局を担当することにはなっていない。

またUNEPの地域海行動計画（Regional Seas Programmes）も、国際環境法の形成・強化に寄与してきた。その事例を表11に示しておく。直接には国連海洋条約の履行確保を促進する目的をもつが、当然、海洋生物の多様性保護や有害廃棄物の規制などに帰結していく。たとえばアフリカや東南アジアでは、そうした単一争点の地域海環境保全計画も立てられている。

国際環境法の形成と強化を目指すUNEPのこうした行動は、モンテヴィデオ

表11 UNEPの地域海行動計画

76年より地中海	84年より西中央アフリカ
78年よりクウェート地域	85年より東アフリカ
81年より東南太平洋	86年より南太平洋
82年より紅海	92年より黒海
83年よりカリブ海	02年より東北太平洋（中南米）

資料：UNEPのWebサイト。

<http://www.unep.org/dpdl/Law/Programme_work/Devt_international_law/devt_meas.asp>

計画によって基礎づけられている。国際環境法形成戦略に関する10年計画で、政府代表専門家をその策定のために招集する定期的な会合は、UNEPのもっとも重要なイニシアティブの一つであった（Sands 2003：67）。この計画の中で打ち出される国際環境立法の方向性や土台となる基本原則および指針は、UNEPによる環境規範言説の基本にもなる。

第一次は82年に策定された（UNEP GC Dec. 10/21 1982；UNEP/GC.10/5/Add.2, Annex, Chapter II, 1982; Sands 2003：44-5, 84）。その照準は、土地利用に起因する海洋汚染やオゾン層保護、危険廃棄物などに合わされた（Sands 2003：44）。国際環境法だけでなく、UNEP自身によるやわらかい法の策定に活かされ、国連中期環境計画（84-9年と90-95年）にも導入されていた（*Ibid.*）。92年の第一回改訂時（第二次計画策定・93年に採択）には81カ国から政府代表の専門家が招待されたが、CSOs（市民社会団体）の出席はなかった。2000年の第二回改訂時（第三次計画策定）にもCSOs関係者の出席はなく、政府代表の専門家が70カ国から集められた（Sands 2003：67）。

第三次モンテヴィデオ計画（UNEP/GC.21/23）は三部からなる（UNEP 2001）。第一部の環境法の効果向上（Effectiveness of Environmental Law）、第二部の保全と管理（Conservation and Management）そして第三部の他領域との関連（Relationship with other fields）である。このうち第一部の9章では、環境法への革新的アプローチとして、自発的な非拘束的合意などのやわらかい法の利用が勧告されている（*Ibid.*, I-9）。第二部は環境立法分野の特定が中心になる。淡水資源、沿岸・海洋環境、土壌、森林、生物多様性、汚染防止、生産・消費パ

表12 モンテヴィデオ計画・第一部環境法の効果向上（1～9章）

-
- ・ 途上国の国内環境法・環境行動計画の策定・強化を支援
 - ・ 資金援助・技術移転・経済インセンティブの役割重視
 - ・ 民事の賠償責任・刑事罰・行政罰の利用
 - ・ 近接国家間での国際環境法施行協力
 - ・ 国際環境条約の策定段階から施行・遵守・執行の向上を考慮
 - ・ 各国政府高官の訓練・教育のための国際セミナー・ワークショップの開催・資料や教材の配布・大学などに国際環境法教育プログラムを設置
 - ・ 環境損害の経済評価基準や評価手段を標準化
 - ・ 環境破壊被害者の損害補償・国籍による差別禁止・司法アクセスと保険／補償基金
 - ・ 環境損害の防止／緩和のための政府・国際組織・市民社会の協働
 - ・ 環境紛争回避の仕組み・国境を越えた環境影響評価／中立の専門家による情報交換
 - ・ 環境紛争和解の仕組み・国際機関を通じた環境オンブズマンの役割
 - ・ 環境紛争回避・和解の効果的な実現に向けた国内司法関係者の訓練
 - ・ MEAとその他の分野の国際協定の紛争解決手続きを比較・調整へ
 - ・ 既存のMEAの重複や相互連関の吟味・体系化（codification）を準備
 - ・ MEAごとに異なる報告義務（reporting requirements）の内容を調和化および合理化
 - ・ 環境問題に関連して情報公開・参加・司法アクセスを推進
 - ・ インターネットなど情報技術を利用・データベースの構築・文書アクセスを容易に
 - ・ 革新的手段の開発・推進

エコラベル・汚染料徴収・環境税・排出権取引

任意義務の行動規範（voluntary code of conduct）による環境親和行動の誘発
環境価値や将来世代の利益を代弁するスポークス・パーソンの任命

資料：UNEP（2001） ＊選択による抜粋であり、すべてを網羅していない。

ターン、緊急の環境危機・自然災害があげられ、気候変動レジームの強化も定められている（*Ibid.*, II-15(d)）。第三部は、安全保障と環境（*Ibid.*, III-19）や軍事活動と環境（*Ibid.*, III-20）など、高度に政治的な領域における環境規範の確立が打ち出されている。表12に第一部を、また表13に安全保障や軍事活動に環境規範を織り込む戦略をまとめおく。

表13 モンテヴィデオ計画・第三部他領域との関連（19～20章）

安全保障と環境（III-19）

伝統的な安全保障概念に環境を統合、国家・地域・世界それぞれの安全保障に関連した政策・法・制度の策定にあたって環境争点に配慮

環境保護と安全保障上の争点の関連を研究

軍事活動と環境（III-20）

環境に対する軍事活動の悪影響を緩和、環境保護に対する軍事部門の積極的な役割を模索

軍事活動の際に遵守を義務づけられる環境保護規範を展開

軍事活動に適用される環境規範と手続の研究

国際環境規範が軍事活動中に適用される程度や可能性の研究

軍事衝突時に保護の義務づけられる自然・文化遺産エリアの設定

新兵器開発時に環境への短期・中長期の影響を考慮するよう義務づける一般協定の検討

軍事活動により破壊された環境を回復する法的義務の検討

軍事関係者に対する国際環境法のトレーニング

資料：UNEP（2001） *第18章の貿易は省略した。

このようなモンテヴィデオ計画の一環として、UNEPは世界裁判官連携計画（Global Judges Programme）を進めてきた（UNEP 2005d）。国際環境法の履行確保へ向けた国内司法の強化がその目的である。2002年のヨハネスブルグ・サミットに合わせて開催された世界裁判官シンポジウムを契機に、ヨハネスブルグ行動計画を支援するねらいも込めて、世界9地域にわたる裁判官会合が組織されていった。この会合組織では、途上国を中心に、国内裁判官や上席判事が集い、MEA関連の情報交換、技術的法的助言、MEA関連のデータ・ベースや教育用マテリアルの作成、法曹者訓練のためのシンポジウムやワークショップの開催などが、IUCN（世界自然保護会議）や各国政府との連携のもとで進められる（*Ibid.*）。またそうした裁判官・上席判事の会合で、モンテヴィデオ計画の原則が確認されていく。表14に世界裁判官計画に参入する声明を発した地域の一覧を示しておく。

EUもまた、UNEPのこの事業に参加していった。2004年4月に環境のためのEU裁判官フォーラムが立ち上げられ、ルクセンブルグの欧州司法裁判所で

表14 世界裁判官連携計画

03年 5 月 リヴィフ 声明 (中東欧諸国)
03年 6 月 バンコク 声明 (東南アジア諸国)
03年 9 月 ブエノスアイレス 声明 (ラテン・アメリカ諸国)
03年10月 ナイロビ 声明 (東アフリカ諸国)
03年12月 ヨハネスブルグ 声明 (南アフリカ諸国)
03年12月 オークランド 声明 (南太平洋諸国)
04年 5 月 カイロ 声明 (北アフリカ・中東諸国)
04年 6 月 ジャマイカ 声明 (カリブ海諸国)
04年 2 月 パリ 声明 (西アフリカ諸国)

資料： UNEP (2005b)

定款が採択された。EU加盟国と加盟候補国の裁判官および欧州委員会によって構成され、EU域外から欧州審議会とUNEPおよびその他の国際機構がオブザーバーで出席する (UNEP 2005b)。途上国以外で立ち上げられた裁判官連携計画の貴重な事例である。

(4) 気候変動の問題化

① 問題の喚起と条約の準備

地球温暖化が発見され、気候変動が問題化されるには、科学と政治を結びつける仕組みが必要である。また気候変動問題が国際共同行動の対象になるには、共有規範が定立されなければならない。気候変動問題は他の環境問題と切り離されてそれ単独で存在するわけではない。UNEPが国際環境規範の発展に果たしてきた役割は、気候変動に対する国際共同行動を編成するための土台作りにもなったといえる。しかし、気候変動問題に対するUNEPの役割は、直接的なものではなかった。

UNEPが地球温暖化による気候変動を政治問題化するために行ったのは、WMOと共同でIPCCを設立することであった。IPCCの科学認識が覇権的な科学言説として国際交渉の土台となっていたのち、UNEPは今度はUNFCCCの準備交渉を進めていった。しかし、条約が調印され、発効し、COP (締約国

会議）が進行していく過程で、UNEPは表舞台から消えていった。同じくリオで生まれた生物多様性条約（CBD）の場合とは大きく異なる。UNEPは条約スポンサーとしてCBDに事務局機能を提供し、COPプロセスのプレイヤーでありつづけた。しかしUNFCCCには専用の事務局が設けられ、UNEPは気候変動レジームの裏方からもはずれていく。UNFCCCの調印・発効以降、COPプロセスが動き出すと、UNEPのGC（管理理事会）は、気候変動問題に対する共同行動を編成し共有規範を構築する場（arena）ではなくなった。気候変動問題に関わる行為主体は、すべて気候変動レジームに引きつけられていった。UNEPのGMEF（世界閣僚フォーラム）やGCSF（世界市民社会フォーラム）は、気候変動問題に関するかぎり、COPのサイド・イベントにすぎない。UNEPの役割は、気候変動レジームに対して技術的に支援するとともに、IPCCの一般向け代弁者として気候変動問題の理解を高めていくこと、および温暖化対策の個別プロジェクトを推進していくことに限定されていった。

にもかかわらず、気候変動を甚大なる地球的問題として国際社会に認知させていったUNEPの初期の働きは、国際共同行動の編成に対する国際機構の典型的な役割を示している。既存の科学研究を精査し、問題を政策対応に翻訳し、国連総会の権威によって国際社会に共同行動を訴えていくという過程は、すでにふれたようなやわらかい力の実践である。以下、UNEPが関わった二つの国連総会決議を確認しておきたい。

気候変動が国連総会で重視されはじめたのは87年であった。その年の総会決議は、UNEPの報告を受けて、WMO（世界気象機関）やICSU（国際科学者同盟）と共同でUNEP自身が世界気候計画（the World Climate Programme）のために積極的な役割を果たすよう要請している（A/RES/42/184, Preamble）。また上述の「2000年以降の環境展望（Environmental Perspective to the Year 2000 and Beyond）」が承認されて、CO₂およびその他のGHGsの大気中濃度増大をモニタリングするための国際協力が推奨され（*Ibid.*, para. 47）、気候変動が条約策定の優先領域として指定された（*Ibid.*, para. 101）。

翌88年の国連総会決議では（A/RES/43/53）、気候変動が人為起源の問題で

ある可能性が示され、現在および将来世代の潜在的な経済的社会的打撃に注意が喚起された。国連総会はUNEPをはじめWMOやICSUが気候変動問題に対する科学および法の領域で重要な仕事をしてきたことを評価する (*Ibid.*, Preamble)。また上述の85年フィラハ会議の声明を想起し (*Ibid.*)、UNEPのGCで承認された「90-95年の中期環境計画」にそくして (*Ibid.*, para. 4)、UNEPとWMOおよびICSUが主導的な役割を果たすことで、地球温暖化研究を推進し、気候変動の影響を遅らせた緩和させる戦略を策定し、可能な国際法上の手段とりわけ気候変動に対処する国際条約の可能性について検討していくよう求めていった (*Ibid.*, para. 10)。なお、この国連決議ではまた、IPCCの設立が合意されている (ただし設立の正式な承認はA/RES/43/49)。

こうして、89年の国連総会決議では、UNEPのGC (管理理事会) 決定 (Decision 15/36) による要請を承認し、気候変動条約の準備会合を開催するようUNEPに指示を与えた (A/RES/44/207, para. 10)。この決議では、第二回世界気候会議の成果やIPCCの中間報告書が考慮されている (*Ibid.*)。なお、この決議に先立って、G7でも気候変動条約が緊急に必要であるとする共通認識に達していたことが強調されている (*Ibid.*, Preamble)。そして90年の国連総会決議 (A/RES/45/212) によって、条約策定のための政府間交渉委員会 (the Intergovernmental Negotiating Committee) と時限的暫定事務局 (an ad hoc secretariat) の設置が決定され、UNEPとWMOがこの事務局を運営し、IPCCが技術的科学的に補助していく体制が確立された (*Ibid.*, para. 5)。

② 個別プロジェクト

最後にUNEPの個別プロジェクトを概観しておこう。まず気候変動レジームに対しては、COP事務局の運営を技術的財政的に支援し、途上国の国別報告書の策定を補助していくが、とくに途上国向けの関連プロジェクトの発展に力を注いでいる²³⁾。次にGEF (地球環境ファシリティ) を利用した資金供与があ

23) UNEPのWebサイト参照。<www.unep.org/dec/support/atmosphere_desertification.html>

る。UNEPの利用は2004年現在で総額8億600万ドルに上るが（UNEP 2004a：66）、気候変動関連の支出は1億2000万ドルで全体の15%（*Ibid.*）、とくに気候変動への適応支援が優先されている²⁴⁾。ちなみに水資源関連がトップで2億4600万ドル、生物多様性の1億7400万ドルがそれにつづく。またUNEPは中規模プロジェクト(MSP)を積極的に進めようとしてきた。たとえばケニアの発電会社²⁵⁾とデューク大学が共同で進める代替エネルギー開発プロジェクトを支援している（UNEP 2004a：69）。

こうした個々のプロジェクトにも増してUNEPが力を入れてきたのが、CDMプロジェクトの具体化による炭素市場の活性化である²⁶⁾。これには途上国の能力向上（capacity development）が必要であり、UNEPはCDM施行のための制度の構築や人的資源の育成を、たとえばオランダの資金を獲得して、12の途上国で進めている²⁷⁾。

（2005年12月脱稿）

参考文献・資料

[文献]

- Abbott, Kenneth. W., R. O. Keohane, Andrew. Moravcsik, A-M. Slaughter, and D. Snidal. 2000. The Concept of Legalization. *International Organization* 54: 401.
- Abbott, Kenneth W and D. Snidal. 2000. Hard and Soft Law in International Governance. *International Organization* 54: 421-456.

24) 上記Webサイト参照。

25) Kenya Electricity Generating Company Ltd. (KenGen) .

26) たとえば次のセンターの活動がある。The UNEP Risoe Centre on Energy, Climate and Sustainable Development. <<http://uneprisoe.org>>

27) 12の途上国は、北アフリカ・中東（エジプト・ヨルダン・モロッコ）・サハラアフリカ（コートジボワール・モザンビーク・ウガンダ）・アジア（カンボジア・フィリピン・ベトナム）・ラテンアメリカ（ボリビア・エクアドル・グアテマラ）。次のWebサイトを参照。<<http://cd4cdm.org>>

- Arend, A.C. 1999. *Legal Rules and International Society*. Oxford: Oxford University Press.
- Baggini, Julian. 2003. *Greens and Climate Sceptics: Coping with the backlash*. <http://www.openDemocracy.net>.
- Barnett, Jon. 2001. *The Meaning of Environmental Security: Ecological Politics and Policy in the New Security Era*. London: Zed Books.
- Barrett, Scott. 2003. *Environment and Statecraft: The Strategy of Environmental Treaty-making*. Oxford: Oxford University Press.
- Baxter, Brian. 2005. *A Theory of Ecological Justice*. London: Routledge.
- Beckerman, Wilfred. 2002. *Poverty of Reason: Sustainable Development and Economic Growth*. California: Independent Institute.
- Bernstein, Steven. 2000. Ideas, Social Structure and the Compromise of Liberal Environmentalism. *European Journal of International Relations* 6 (4): 464-512.
- Beveridge, Fiona and Sue Nott. 1998. A Hard Look at Soft Law. In P. Craig and C. Harlow eds., *Lawmaking in the European Union*. London: Kluwer Law International.
- Birnie, Patricia and Alan Boyle. 2002 *International Law and the Environment*. Second Edition. Oxford: Oxford University Press.
- Bodansky, D. 1999. The Legitimacy of International Governance: A Coming Challenge for International Environmental Law? *American Journal of International Law* 93: 596.
- Bradley, Robert R. 2003. *Climate Alarmism Reconsidered*. London: The Institute of Economic Affairs.
- Brunnee, Jutta and Stephen J. Toope. 1997. Environmental Security and Freshwater Resources: Ecosystem Regime Building. *American Journal of International Law* 91: 26.
- Butzengeiger, Sonja and Axel Michaelowa. 2004. 'Greenhouse Gas Emissions Trading in the European Union: Background and Implementation of a New Climate Policy Instrument'. *Intereconomics*. May/June 2004.
- Checkel, Jeffrey T. 1998. The Constructivist Turn in International Relations Theory. *World Politics* 50: 324.
- Christiansen, T., K.E. Jørgensen and A. Wiener. 1999. The social construction of

- Europe. *Journal of European Public Policy* 6: 528.
- Christiansen, Thomas., Knud Erik. Jørgensen and Antje. Wiener. 2001. Introduction. In T. Christiansen, K. E. Jørgensen and A. Wiener eds., *The Social construction of Europe*. London: SAGE Publications.
- Climate Change Secretariat 2002. A Guide to the Climate Change Convention Process. Preliminary 2nd edition. Bonn, 2002.
- Collier, Ute. 2002. EU Energy Policy in a Changing Climate. In Andrea Lenschow ed., *Environmental Policy Integration: Greening Sectoral Policies in Europe*. London: Earthscan.
- Commission, European. 2003. *Second ECCP Progress Report: Can we meet our Kyoto targets?* April 2003.
- 2001. *European Climate Change Programme: Long Report*. June 2001.
- Day, Stephen. 2005. 'Developing a Conceptual Understanding of Europe's Transnational Political Parties (With a Specific Focus on the Party of European Socialists)'. *Journal of Contemporary European Studies* 13(1): 59-77.
- Demmke, Christoph. 2001. Towards Effective Environmental Regulation: Innovative Approaches in Implementing and Enforcing European Environmental Law and Policy. *Harvard Jean Monnet Working Paper* 05/01.
- Dryzek, John S. 2000. *Deliberative Democracy and Beyond: Liberals, Critics, Contestations*. Oxford: Oxford University Press.
- 1997. *The Politics of the Earth: Environmental Discourses*. Oxford: Oxford University Press.
- Dupuy, Pierre-Marie. 1983. 'United Nations Environmental Programme'. In Rudolf. Bernhardt (ed.), *Encyclopedia of Public International Law*. Amsterdam: Elsevier.
- Earth Negotiations Bulletin, A Reporting Service for Environment and Development Negotiations published by IISD (the International Institute for Sustainable Development). <<http://www.iisd.ca/>>
- Eckersley, Robyn. 2004. *The Green State: Rethinking Democracy and Sovereignty*. Cambridge Massachusetts: The MIT Press.
- Eder, Klaus. 1996. *The Social Construction of Nature: A Sociology of Ecological*

- Enlightenment*. London: Sage.
- EEA 2004. Technical Report No.2 2004. Annual European Community greenhouse gas inventory 1990-2002 and inventory report 2004: Submission to the UNFCCC Secretariat. Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities.
- 2005. Technical Report No.4 2005. Annual European Community greenhouse gas inventory 1990-2003 and inventory report 2005: Submission to the UNFCCC Secretariat. Revised final version, 27 May 2005. Version 1.2. European Environmental Agency.
- Fairbrass, Jenny and Andrew. Jordan. 2001. Protecting Biodiversity in the European Union: National Barriers and European Opportunities. *Journal of European Public Policy* 8 (4): 499-518.
- Finnemore, Martha. 2000. Are Legal Norms Distinctive? *International Law and Politics* 32: 699-705.
- Finnemore, Martha and Kathryn. Sikkink. 1998. International Norm Dynamics and Political Change. *International Organization* 52: 887.
- Finnemore, Martha and Stephen J. Toope. 2001. Alternatives to “Legalization”: Richer Views of Law and Politics. *International Organization* 55 (3): 743-758.
- Friends of the Earth Press Release. EU slammed over climate agreement. March 24, 2005.
<http://www.foe.co.uk/resource/press_releases/eu_slammed_over_climate_ag_24032005.html>
- 2005. Press Release: Why Nuclear Power is not the Answer. 28 September 2005.
<http://www.foe.co.uk/resource/press_releases/why_nuclear_power_is_not_t_28092005.html>
- 2002. *Tackling Climate Change without Nuclear Power: A report detailing how climate targets in the power sector can be met without replacing existing nuclear capacity*. September 2002. London: Friends of the Earth.
- George C. Marshall Institute 2001. *Climate Change and Policy: Making the Connection*. November 2001.
- Gonzalez-Calatayud, Alexandra. 2002. Atmospheric Pollution. In Han Somsen et

- al (eds.) *The Yearbook of European Environmental Law*. Volume 2. Oxford: Oxford University Press.
- Grimeaud, David. 2000. The Integration of Environmental Concerns into EC Policies: A Genuine Policy Development? *European Environmental Law Review* 9: 207.
- Haggard, S., and B.A. Simmons. 1987. Theories of International Regimes. *International Organization* 41 (3): 491.
- Hajer, M. 1995. *The Politics of Environmental Discourse*. Oxford: Oxford University Press.
- Héritier, Adrienne. 2003. New Modes of Governance in Europe: Increasing Political Capacity and Policy Effectiveness? In Tanja A. Börzel and Rachel A. Chichowski (eds.) *The State of the European Union: Law, Politics, and Society*. Vol.6. Oxford: Oxford University Press.
- . 2002. New Modes of Governance in Europe: Policy-Making without Legislating?. In Adrienne Héritier (ed.) *Common Goods: Reinventing European and International Governance*. Lanham: Rowman and Littlefield.
- Hertin Julia and Frans Berkhout. 2001. Ecological Modernisation and EU Environmental Policy Integration. *SPRU Electronic Working Paper Series* 72.
- Howarth, David. 2000. *Discourse*. Buckingham: Open University Press.
- Humphreys, James. 2005. Voter Power Can Make the Difference on Climate Change. <http://www.openDemocracy.net>.
- Hunt, Alan and Gary. Wickham. 1994. *Foucault and Law: Towards a Sociology of Law as Governance*. London/Colorado: Pluto Press.
- IEEP. 2004. *The Manual of Environmental Policy: the EU and Britain*. Institute for European Environmental Policy. Maney Publishing.
- IISD 1999. *Earth Negotiations Bulletin*, Vol.16 No.1, the International Institute for Sustainable Development (IISD), A Reporting Service for Environment and Development Negotiations.
- IPCC 2001a. *Climate Change 2001: The Scientific Basis*. Cambridge University Press.
- . 2001b. *Climate Change 2001: Impact, Adaptation, and Vulnerability*.

- Cambridge University Press.
- 2001c. *Climate Change 2001: Mitigation*. Cambridge University Press.
- 2001d. *Climate Change 2001: Synthesis Report*. Cambridge University Press.
- Jordan, Andrew. et al. 2003. 'How 'new' environmental policy instruments (NEPIs) spread in the European Union: An analysis of the role of the EU in shaping environmental governance'. In *European Union Studies Association (EUSA): Biennial Conference: 2003 (8th), March 27-29, 2003*, pages 42, Nashville, TN. < <http://aei.pitt.edu/archive/00002883/> >
- Keeley, James F. 1990. Toward a Foucauldian Analysis of International Regimes. *International Organization* 44 (1): 83-105.
- Keohane, Robert O., Andrew. Moravcsik and Anne-Marie. Slaughter. 2000. Legalized Dispute Resolution: Interstate and Transnational. *International Organization* 54 (3): 457-488.
- Krämer, Ludwig. 2003. *EC Environmental Law*. Fifth Edition. London: Sweet & Maxwell.
- 2002. *Case Book on EU Environmental Law*. Oxford: Hart Publishing.
- 2002. Thirty Years of EC Environmental Law: Perspectives and Prospectives. In Han Somsen et al eds. *Yearbook of European Environmental Law*. Oxford: Oxford University Press.
- Krasner, S.D. 1982a. Regimes and the Limits of Realism: Regimes as Autonomous Variables. *International Organization* 36: 497.
- 1982b. Structural Causes and Regime Consequences: Regimes as Intervening Variables. *International Organization* 36: 185.
- Kratochwil, Friedrich and John Gerard. Ruggie. 1986. International Organization: A State of the Art and an Art of the State. *International Organization* 40 (4): 753-775.
- Ladeur, Karl-Heinz. 1997. Towards a Legal Theory of Supranationality – The Viability of the Network Concept. *European Law Journal* 3 (1): 33-54.
- Ladeur, K-H. 2000. Flexibility and “Co-operative Law”: The Co-ordination of European Member States’ Laws – The Example of Environmental Law.

- In G. de Burca and J. Scott eds., *Constitutional Change* in the EU. Oxford: Hart Publishing.
- Lefevere, Jürgen. 2000. In Han Somsen et al (eds.) *The Yearbook of European Environmental Law*. Volume 1. Oxford: Oxford University Press.
- Lenschow, Andrea. 2002. Greening the European Union: An Introduction. In A. Lenschow ed., *Environmental Policy Integration: Greening Sectoral Policies in Europe*. London: Earthscan.
- Lenschow, Andrea. 2000. Transformation in European Environmental Governance. In B. Kohler-Koch and R. Eising eds., *The Transformation of Governance in the European Union*. London: Routledge.
- Lenschow, Andrea. 1997. Variation in EC environmental policy integration: agency push within complex institutional structures. *Journal of European Public Policy* 4: 109.
- Lomborg, Bjørn. 2001. *The Skeptical Environmentalist*. Cambridge: Cambridge University Press.
- MacCormick, John. 2001. *Environmental Policy in the European Union*. Hampshire: Palgrave.
- Malabed, Rizalino Noble. 2000. *Global Civil Society and the Environmental Discourse: The Influence of Global NGOs and Environmental Discourse Perspectives in the UNCED's Declaration of Principles and Agenda 21*. Tokyo: Global Environment Information Center.
- <<http://202.253.138.71/Scripts/dbml.exe?template=/ENV/publication1.dbm&type=1&ID=351>>.
- Michaelowa, Axel. 1998. 'Impact of Interest Groups on EU Climate Policy'. *European Environment*. Vol.8: 152-60.
- Milliken, Jennifer. 1999. The Study of Discourse in International Relations: A Critique of Research and Methods. *European Journal of international Relations* 5 (2): 225-254.
- Murphy, Joseph. 2001. Analysing Environmental Policy: Capacities and Discourses. *OCEES Research Paper* 22.
- Nollkaemper, Andre. 2002. Three Conceptions of the Integration Principle in International Environmental Law. In A. Lenschow ed., *Environmental Policy*

- Integration: Greening Sectoral Policies in Europe*. London: Earthscan.
- Onuf, N. 1998. Constructivism: A User's Manual. In V. Kubalkova, N. Onuf and P. Kowert eds., *International Relations in a Constructed World*. New York: M.E.Sharpe.
- Payne, Rodger A. 2001. Persuasion, Frames and Norm Construction. *European Journal of International Relations* 7 (1): 37-61.
- Reisman, Michael. 1988. Remarks in Panel A Hard look at Soft Law. *Proceedings of the American Society of International Law* 82: 373-377.
- Risse, Thomas. 2000. "Let's Argue!": Communicative Action in World Politics. *International Organization* 54 (1): 1.
- Risse, Thomas and Antje Wiener. 1999. 'Something rotten' and the social construction of social constructivism: a comment on comments. *Journal of European Public Policy* 6 (5): 775.
- Ruggie, John Gerard. 1998. *Constructing the World Polity: Essays on International Institutionalization*. London: Routledge.
- Sands, Philippe. 2003. *Principles of International Environmental Law*. Second Edition. Cambridge: Cambridge University Press.
- . 1996. The European Court of Justice: An Environmental Tribunal? In H. Somsen ed., *Protecting the European Environment: Enforcing EC Environmental Law*. London: Blackstone.
- Schermers, H.G and N.M. Blokker. 1995. *International Institutional Law: Unity with-in diversity*. Hague: Kluwer Law International.
- Scientific Alliance 2005. *Scientific Alliance Statement on Climate Change*. January 2005.
- Scott, Joanne and David M. Trubek. 2002. Mind the Gap: Law and New Approaches to Governance in the European Union. *European Law Journal* 8 (1): 1-18.
- Scott, Joanne. 2000. Flexibility, "Proceduralization", and Environmental Governance in the EU. In G. de Burca and J. Scott eds., *Constitutional Change in the EU: From Uniformity to Flexibility?* Oxford: Hart Publishing.
- . 1998. *EC Environmental Law*. London: Longman.
- Senden, Linda. 2004. *Soft Law in European Community Law*. Oxford: Hart

- Publishing.
- Skodvin, Tora. 2000. The Intergovernmental Panel on Climate Change. In Steiner Andresen et al., *Science and Politics in International Environmental Regimes: Between Integrity and Involvement*. Manchester: Manchester University Press. pp.146-180.
- Slaughter, A-M., A.S. Tulumello and S. Wood. 1998. International Law and International Relations Theory: A New Generation of Interdisciplinary Scholarship. *American Journal of International Law* 92 (3): 367-397.
- Smith, Mick. 2001. The Face of Nature: Environmental Ethics and the Boundaries of Contemporary Social Thoery. *Current Sociology* 49 (1): 49-65.
- Spiermann, Ole. 1999. The Other Side of the Story: An Unpopular Essay on the Making of the European Community Legal Order. *European Journal of International Law* 10: 763-789.
- Steele, Jenny. 2001. Participation and Deliberation in Environmental Law: Exploring a Problem-Solving Approach. *Oxford Journal of Legal Studies* 21 (3): 415-442.
- Stokke, Olav Schram. 1997. Regimes as Governance Systems. In In O. R. Young ed., *Global Governance: Drawing Insights from the Environmental Experience*. Massachusetts: The MIT Press.
- Strydom, Piet. 2000. *Discourse and Knowledge: The Making of Enlightenment Sociology*. Liverpool: Liverpool University Press.
- Surel, Yves. 2000. The role of cognitive and normative frames in policy-making. *Journal of European Public Policy* 7 (4): 495-512.
- Tallberg, Jonas. 2003. *European Governance and Supranational Institutions: Making States Comply*. London: Routledge.
- Thuerer, Daniel. 1998. Soft Law. In R. Bernhardt ed., *Encyclopedia of Public International Law*. Amsterdam: Elsevier.
- Toope, Stephen J. 2000. Emerging Patterns of Governance and International law. In M. Byers ed., *The Role of Law in International Politics*. Oxford: Oxford University Press.
- Treib, Oliver et al. 2004. Modes of Governance, Old and New: A Note Towards Conceptual Clarification. Paper to be presented at the kick-off workshop of

- NEWGOV Cluster One: Emergence, Evolution and Evaluation. Brussels, 10 December 2004.
<<http://elaine.ihs.ac.at/~treib/download/TreibBaehrFalknerNewgovInputPaper2004.pdf>>
- Trubek, David M. et al. 2005. “‘Soft Law”, “Hard Law”, and European Integration: Toward a Theory of Hybridity’. Jean Monnet Working Paper 02/05,
<<http://www.jeanmonnetprogram.org/papers/05/050201.pdf>>.
- Underdal, Arild. 2005. Science and Politics: The Anatomy of an Uneasy Partnership. In In Steiner Andresen et al., *Science and Politics in International Environmental Regimes: Between Integrity and Involvement*. Manchester: Manchester University Press. pp.1-21.
- UNEP 2005a. *UNEP 2004 Annual Report*. UNEP 2005.
- 2005b. *UNEP Global Judges Programme*. UNEP 2005.
- 2005c. *Carbon Market Update for CDM Host Countries*. May 2005, Issue No.1.
- 2005d. *Vital Climate Change Graphics*. February 2005.
- 2004a. *Natural Allies: UNEP and Civil Society*. UNEP 2004.
- 2004b. *Draft Manual on Compliance with and Enforcement of Multilateral Environmental Agreements: A companion to the 2002 UNEP guidelines on compliance with and enforcement of multilateral environmental agreements*. Division of Environmental Implementation. November 2004.
- 2003b. *GRID-Arendal Annual Report 2003*.
- 2001. *The Programme for the Development and Periodic Review of Environmental Law for the First Decade of the Twenty-first Century*. 9 February 2001. (「モンテヴィデオ計画」本文)
- 1993. *Programme for the Development and Periodic Review of Environmental Law for the 1990s*, June 1993.
- and UNFCCC 2002. *Climate Change Information Kit*. UNEP Information Unit for Conventions, September 2002.
- Usui, Yoichiro. 2005a. The Roles of Soft Law in EU Environmental Governance: Bridging a Gap between Supranational Legal Processes and Intergovernmental Political Processes? – A Focus on the EU Climate

- Change Strategy. Paper submitted to UACES 35th Annual Conference and 10th Research Conference: The European Union: Past and Future Enlargements. Research Panel: 'Policy-Making: Environment and Agriculture'. 5-7 September 2005. The University of Zagreb.
- 2005b. The Principle of Environmental Integration in the European Union: From a Discursive Constructivism. *Bulletin of Niigata University of International and Information Studies* 8: 89-117.
- 2003. Evolving Environmental Norms in the European Union. *European Law Journal* 9 (1): 69-87.
- 2002. Norm Evolution in EC Environmental Law. *Constitutionalism Web Papers (ConWEB)*, No.1/2002.
- Weale, Albert. et al. 2000. *Environmental Governance in Europe*. Oxford: Oxford University Press.
- Weart, Spencer. 2005. The Discovery of Global Warming. April 2005 Version. <<http://www.aip.org/history/climate/>>
- Wellens, K.C., and G.M. Borchardt. 1989. Soft Law in European Community Law. *European Law Review* 14: 267-321.
- Wendt, Alexander. 1992. Anarchy is what States Make of it: The Social Construction of Power Politics. *International Organization* 46 (2): 391-425.
- Wettstad, Jørgen. 2005. The Making of the 2003 EU Emissions Trading Directive: An Ultra-Quick Process due to Entrepreneurial Proficiency? *Global Environmental Politics* 5:1.
- Wilkinson, David. et al. 2004. The Future of EU Environmental Policy: Challenges and Opportunities. A Special Report for the All-party Parliamentary Environment Group. Institute for European Environmental Policy. December 2004.
- Yearley, Steven. 2002. The Social Construction of Environmental Problems: A Theoretical Review and Some not-very-Herculean Labors. In R. E. Dunlap et al. eds., *Sociological Theory and the Environment: Classical Foundations, Contemporary Insights*. Oxford: Rowman & Littlefield publishers.
- Young, Oran R and Marc A. Levy. 1999. The Effectiveness of International Environmental Regimes. In O. R. Young ed., *The Effectiveness of International*

- Environmental Regimes*. Massachusetts: The MIT Press.
- Young, O. R 1997. Rights, Rules, and Resources in World Affairs. In O. R. Young ed., *Global Governance: Drawing Insights from the Environmental Experience*. Massachusetts: The MIT Press.
- Zehfuss, Maja. 2002. *Constructivism in International Relations: The Politics of Reality*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Zürn, Michael. 1998. The Rise of International Environmental Politics: A Review of Current Research. *World Politics* 50: 617.
- . 2000. Democratic Governance Beyond the Nation-State: The EU and Other International Institutions. *European Journal of International Relations* 6 (2): 183-221.
- Zürn, Michael and Dieter. Wolf. 1999. European Law and International Regimes: The Features of Law Beyond the Nation State. *European Law Journal* 5 (3): 272-292.

[和書]

- 植田和広 (1996) 『環境経済学』 岩波書店。
- 白井陽一郎 (2005) 「EU環境法とポスト国民国家の言説：刑事罰適用と市民の司法アクセスをめぐる」 中村民雄編著『EU研究の新地平：前例なき政体への接近』 ミネルヴァ書房、75-112頁。
- (2004) 「EU：欧州統合の意味変容」小川有美・岩崎正洋編著『アクセス地域研究II：先進デモクラシーの再構築』 日本経済評論社、43-63頁。
- (2003a) 「EC環境立法の展開と共通意味世界の構成：社会構成主義の観点から」『新潟国際情報大学情報文化学部紀要』 第6号、45-64頁。
- (2003b) 「EUの環境保全とコミュニティ」 田村正勝編著『甦るコミュニティ：哲学と社会科学の対話』 文眞堂、193-215頁。
- (2003c) 「EUの特異性と規範の進化」『社会科学研究』（東京大学社会科学研究所）第54巻1号。
- 環境省 (2005) 『図説京都メカニズム』 第3.1版、環境省地球環境局地球温暖化対策課、2005年4月。
- 原子力百科事典ATOMICA。 http://mext-atm.jst.go.jp/atomica/15010306_1.html
- 産業構造審議会 (2003) 『気候変動に関する将来の持続可能な枠組の構築に向け

た視点と行動』産業構造審議会環境部会地球環境小委員会中間とりまとめ、平成15年7月。

庄司克宏2005「国際社会における行為主体としての国際機構」横田洋三編著『新国際機構論』国際書院、147-160頁。

地球環境センター（2004）『CDM／JI事業調査：事業実施マニュアル』地球環境センター、平成16年8月。

地球産業文化研究所（2005）『国連気候変動枠組条約第10回締約国会議／第21回補助機関会議（COP10/SB21）参加報告書』04年12月6日～17日、アルゼンチン・ブエノスアイレス、財団法人地球産業文化研究所、05年1月、地球環境対策部。

（2002）『国連気候変動枠組条約第8回締約国会議／第17回補助機関会議（COP8/SB17）参加報告書』02年10月23日～11月1日、インド・ニューデリー、財団法人地球産業文化研究所、02年11月、地球環境対策部。

電気事業連合会（1998）『気候変動枠組条約第四回締約国会議（COP4）における電力業界としての主な活動』電気事業連合会、1998年10月16日、<http://www.epc.or.jp/KOHO/9810sy2.htm>。

（財）電力中央研究所の研究。www.fepc.or.jp/shikihou/shikihou17.p11.html。

中村民雄編著（2005）『EU研究の新天地：前例なき政体への接近』ミネルヴァ書房。

日本政府代表团（2003）『気候変動枠組条約第9回締約国会議（COP9）概要と評価』平成15年12月12日日本政府代表团。

村瀬信也（2002）『国際立法：国際法の法源論』東信堂。

UNEP（2003a）『CDM入門：クリーン開発メカニズム』2003年2月、地球環境戦略研究機関（IGES）気候政策プロジェクト訳、同機関発行。

UNU（2003）Work in Progress：プログラム活動の現場から。国連大学広報部、03年6月号。